

なければならぬわけではございません。こういう資金につきましては近代化資金で対応するというのもなかなか困難な面があろうかと思ひます。ただ、土地改良資金等につきまして、ごく小規模の事業費が小さいものにつきましては近代化資金を

私どもの関係で近代化資金を一番活用しておりますのは農業構造改善関係の事業でございまして、この事業につきましては、御案内のとおり補若干活用している状況でございます。

助事業もございますし、補助非補助のそれそれ
の資金もございますけれども、系統農協等が利用
いたします資金としては主として近代化資金でござ
いまして、したがいまして、構造改善事業関連
につきましては、農林漁業金融公庫の資金とともに

○神田委員 次に、林業関係であります。林業生産活動の活性化等々のことを考えまして、公庫資金を初めとする農林漁業制度の資金の一層の充実強化に努めるべきであると考えております。特に国産材時代に向けて、木材供給体制を確立するため現行の融資制度をさらに強化充実させるべきだと思っておりますが、いかがでありますか。

○田中(恒)政府委員 最近におきます我が国の森林・林業は大変厳しい環境にあるわけでございますが、そういう現状を踏まえまして、お話をございましたように来るべき国産材時代に向けて体制を整備する、その目的のために、今回の公庫法の改正に当たりましては内容的ないいろいろな改善を図つたところでございます。

まず、林業者の継続的収入の確保に資するため、特用林産物の生産でありますとか林産物の処理加工などを林業と複合経営する。この複合経営を促進しまして、林業経営の安定化に資するようには、これまでの林業経営改善資金を林業経営育成資金と改称いたしました。同時に、貸付限度額を四百万から一千万に引き上げるなどござりますが、そのようにいたしますとともに、複合経営に

必要な施設の融資対象を追加いたしたところがござります。例えばシティケの生産施設でありますとかレクリエーション用の施設などがあるわけですがございますが、そのように整備をいたしました。さらに、近代的な林業施設の導入等、林業機造

の改善に関する必要な事業を一層推進するため
に、農業、漁業と一体化した農林漁業構造改善事
業推進資金、これを法的に位置づけまして、その
安定と充実を図つたところでござります。

これらの措置を講じたわけでございますが、今回改正を予定しておる融資制度の活用を初めとしたしまして、各般の施策を積極的に推進いたしまして、林業振興に努めてまいる所存でございます。○神田委員 次に、漁業金融の問題であります。

現在漁業経営は大変厳しい状況でありますか、それらを開拓するためにも、漁業全般につきまして漁業金融について制度資金への積極的な対応が必要である、こう考えるところでありますけれども、融資枠なり融資率の拡充及び金利面での配慮、それぞれ問題を持つてゐるわけであります。特に、公庫資金におきましては漁業関係の金利が農林関係の金利に比べ高いと言われております、再検討すべきではないかと考えますが、いかがでござりますか。

○斎藤(達)政府委員 御指摘のとおり、近年の厳しい漁業環境のもとで漁業経営が極めて困難な状況に置かれておるわけでございますが、当面、漁業制度金融におきましては、漁業者の固定化債務の繰り延べを図る漁業經營維持安定資金、それから漁業経営に必要な燃油の購入のための漁業用燃油対策特別資金等の緊急低利融資を設ける等の措置を講じておるところでございます。そしてまた、今回の制度改正におきましても、漁業近代化資金につきましては法律改正によりまして貸付限度額の引き上げを図る、それからまた貸付対象漁船のトン数限度の引き上げを図る、それからまた漁船資金の償還期限を延長する、さらには漁業近代化資金の特利融資等を内容とする地域漁業総合整備資金制度の創設等、前向きの措置を講じております。

また、農林公庫資金につきましても、公庫の水産関係資金の貸付実績の約六割を占めます漁船開発資金につきまして、貸付限度額の引き上げを行おうとしているところでございます。

公庫資金の金利について見ますと、確かに水産関係資金の平均金利は農林漁業の平均の金利を上回っておるわけでございますが、これは、農林漁業におきましては農地等取得資金あるいは林業経営資金

改善資金等、償却資産ではない土地の取得資金や土地改良資金あるいは造林資金等、回収に極めて長期を要する資金等、漁業関係では見られない種類の長期低利の資金が存在するためでありますて、業態の差等を考慮いたしますとやむを得ない

○神田委員 それでは、改正の内容につきまして、まず第一に、総合施設資金について御質問を申し上げます。

自立経営農家の指標が今日の農業実態に適合しているかどうかという点が一つ疑問であります。が、本資金の利用者は三万数千人に及ぶとされておりますけれども、それらの今日の農業經營の実態はどういうふうになつておりますか。

○閴谷委員 総合施設資金の問題でございまして、ま

すが、御承知のように、従来の総合施設資金は農業基本法にあります自立経営農家の指標、これを定めておるわけでございます。これにつきましては、いわゆる自立経営農家というものの所得目標なり経営規模なりを都道府県知事がそれぞれの地域ごとに決めておりまして、また必要に応じ、経済情勢の変化等により適宜改定する、こういうことでそれぞれの地域の農業経営の実態に即しまして運営をするよう指導をしておりまして、具体的にも作目ごとあるいは地域ごとにかなり経営実態を勘案しながら指標を決めているわけでございます。

なお、御承知のように、今回の改正で、いわゆる育成して自立経営に到達するような規模の大体七割程度の経営規模を設定するということで、そつ

いう農家についても対象にしていくということを考えまして、実態に即した運営を図っていきたいということを考えております。

心としまして畜産関係が件数で全体の三分の二程度、このほか稲作が一・五%、施設園芸が九・九%でございますが、借り入れ後五年を経ました状態で見ますと、農業所得の累積率が八割

以上のものが約六五%，貸付農家の経営規模拡大目標の達成率が八割以上のものが約八四%，こういう状況になつております。

りますが、そのねらいは一体どういうところにあるのか、従来の段階別融資制度とどこが異なつているのか、お答えをいただきたいと思います。

○閩谷政府委員 これは従来自立経営を目指す場合に限つておつたわけでございますが、実態を見ますと、やはりこれから日本の農業の中核的担い手ということで期待されます若い農業者の経営努力、これを助長すべきだということで、従来の段階的融資の中でも対応してきたわけでございまして、生まつべき方向でございまして、

はり最終目標は自立経営、こういうことになつて
おりましたし、実態的にも從来百四十件という
ようなことで、いわば段階的融資を受けた人も少
ないわけでございます。

こういうことを勘案しまして、今回、育成して
自立経営になる程度の農業経営、これを目標にす
る場合にも対象とすることにしまして、その場合
の経営の目標が自立経営の農業所得なり経営規模
なりの七割程度ということであればこの法律の要
件にも合致する、こういうことで改正を予定して
いるわけでござります。

○神田委員 最近、農業を取り巻く経営環境が大
変厳しいわけでありますから、そういうことで農業
投資が停滞をしているわけであります。本制度の
資金需要が、昭和五十二年度後半以降、資才半成

貸付金額とも減少傾向を見せておりますが、今回の改善で本制度の活性化が図られるのかどうか、この点につきましてはどういうふうにお考えですか。

また、本制度資金が選別が強過ぎる、こういう意見もありますが、この点はいかがですか。さらに、借入手続が複雑で農家の理解が十分でない、活用されていない面があるのではないかという指摘がありますが、この点についてどういうふうにお考えになりますか。

○関谷政府委員 従来の総合施設資金の貸付状況は、御指摘にございましたように、確かに五十二年度以降若干、件数、金額とも減少傾向でございます。これは確かに、ある程度の資金需要が充足されたこともございますが、農業をめぐる情勢からしますと、これの利用に若干ブレーキがかかりているよう感じもございますので、先ほど申し上げましたような融資対象につきまして、若い農家の方々を中心に自立経営を目指して段階的に経営規模の拡大を行う、こういう場合も融資対象としまして、この改正によりさらにこの制度を活性化したい、こういうことでございます。

なお、選別という問題につきましては、これは、この資金が一つの経営目標を定めた資金でございますので、農業経営総合改善計画を立てまして、その達成の可能性を十分検討いたしますので、そういう関係で審査に慎重を期しておりますが、ただ、いわゆるスタート台と申しますが、現状において選別するというよりは、むしろ経営の目標の達成の度合いといふことを審査する必要がありますが、たゞいまして、いわゆる現状の農家の状態をそのままつまえて選別をする、こういうようなことではないわけでございます。

なお、借入手続につきまして、御指摘のようになかなか複雑であるとか時間がかかるとか、こういう御批判がある点は私ども常々承知しておりますが、これにつきましては貸付手続の簡

素化ということで、いろいろ関係書類の簡素化あるいは省略、こういったことを進めてまいっております。その関係等もございまして、五十二年度に比べますと日数短縮は四割程度になると思いますが、なおこういう御批判のないよう、この資金を本当に必要とされる方に十分融資がされるよう、借入手続の円滑化については指導をしてまいりたいと考えております。

○神田委員 本制度におきましても、据え置き中の特利四・五%が整理合理化の一環として廃止されているわけであります。これは大変後退しているというふうに私どもは考へざるを得ないのであります、そのため、その点はいかがでありますか。

○関谷政府委員 従来この資金は据置期間中の四分五厘という金利を設定しておったわけでございまして、一方、先ほど申し上げましたような貸付対象の追加、拡大、こういったことも考え、また、総合施設資金及び併用貸し付けに係る農地等取得資金については、従来の据置期間、実際的には平均三年弱となつておりますが、これにつきましては全體との絡み合いでおきまして廃止せざるを得ない、こういう判断に達したわけでございます。

○神田委員 次に、林業経営改善資金の問題で御質問を申し上げます。

林業経営改善資金は新たに林業経営育成資金に模様がえをされることになつたわけであります。それでございまして、いわゆる現状の農家の状態をそのままつまえて選別をする、こういうようなことではないわけでございます。

なお、借入手続につきまして、御指摘のようになかなか複雑であるとか時間がかかるとか、こういう御批判がある点は私ども常々承知しておりますが、これにつきましては貸付手続の簡

います。この区別をいたしておられます理由につきましては、森林施設計画の認定を受けましてこれに従つて施業をするという人につきましては、国家から考へまして資源政策の面から最も望ましい方法で計画的に造林、伐採等の仕事をしていただきたいと考えております。

○神田委員 本制度におきましても、据え置き中の特利四・五%が整理合理化の一環として廃止されているわけであります。これは大変後退しているというふうに私どもは考へざるを得ないのであります、そのため、その点はいかがでありますか。

○関谷政府委員 従来この資金は据置期間中の四分五厘という金利を設定しておったわけでございまして、一方、先ほど申し上げましたような貸付対象の追加、拡大、こういったことも考え、また、総合施設資金及び併用貸し付けに係る農地等取得資金については、従来の据置期間、実際的には平均三年弱となつておりますが、これにつきましては全體との絡み合いでおきまして廃止せざるを得ない、こういう判断に達したわけでございます。

○田中(恒)政府委員 このたび林業経営改善資金に追加することとしております複合経営施設の融資範囲でございますが、具体的に申し上げますと、専用林産物の生産及び林産物の処理加工、例えばシイタケの生産に必要ないろいろな施設でありますとか、製材、集材等の施設などであります。さらに、流通または販売に必要な機械その他の施設、専用林産物の生産及び林産物の処理加工、例えばシイタケの生産に必要ないろいろな施設でありますとか、製材、集材等の施設などであります。さらに、森林レクリエーション施設の改良、造成または取得、これを含めているところでございます。

また、本融資の貸付条件でござりますが、この金利決定に当たりましては、代表的な複合経営部門でありますシイタケ生産の生産実態の収益率などを参考にいたしまして検討をしたところでございますが、他の資金の金利とのバランスなども考慮いたしまして設定をいたしたところでございま

す。

○塙田政府委員 お答えいたします。

この資金は、需給事情等から見まして需要の増進を図ることが特に必要であると思われる国産の農林水産物について、新規用途の開発などを行いまして消費の拡大を図ろうというのがそのねらいでございます。このような角度から、その対象となる農林水産物につきましては、過剰基調にあることなど需給上の問題があること、あるいは農林漁業の生産上、地域の農林漁業の振興上重要なとあるものを対象とする」ととしておりまして、具体的に申し上げますと、現在検討中であります、例えば米ミカン、それから生乳などを対象とする考えでございます。

○神田委員 公庫資金としては比較的の金利が高いものとなつてゐるわけであります、もう少し低金利資金とならないものかどうか。こういう七・一%なり七・三五%という高金利であるならば、系統資金に任せてもいいのではないかという意見もあるわけであります。公庫資金として対応することにした積極的な理由はどういうことでありますか。

○塙田政府委員 お答えいたします。

確かに金利が高いではないかという御意見もあろうかと思ひますけれども、この資金は企業に対して融資するものでございますが、現在の金利水準では、開発段階が七・一%、事業化段階になりまると七・三五%となつております。これは私どもの考え方では、長期プライムレートの水準七・七%よりも低く、また他の企業向けの政策金融の金利と比較しても遜色ないのでないかというふうに考えております。例えば農林漁業金融公庫の企業向けの融資になりますと、乳業施設資金は七・三五%でございます。そういう意味で、政策金融の特に企業向けの政策金融と比較すれば遜色ないのでないかというふうに考えております。

○神田委員 次に、新規用途事業資金の問題で御質問申し上げます。

国産農林水産物の加工利用を図るために資金としては五%の金利を適用しているところでございますが、どちらかといふに考えております。

金で対応することにいたしましたのは、この資金が先ほど申しましたようなねらいを持つておるわけですが、対象事業が開発といつ新規用途開発でございますから、リスクが高い、あるいはイニシャルコストが大きいというようなことから、すぐれて政策性の強い資金であるということ、このようなことを踏まえますと、通常の企業活動においては資金需要にこたえることを目的としておりますが、そういうようなものにはなじみにございますが、そういうふうに考えております。そこで、公庫資金として仕組んだものでございますが、なお運転資金等につきましては系統資金を含めて民間金融を活用して協調融資ということをやっています。

○神田委員 一村一品運動などの提唱によりまして、各地で地域特産物等の国産原料を利用した製品開発が行われておるわけでございますが、これらを貸付対象とするのかどうか、この点はいかがでありますか。

○塙田政府委員 一村一品運動について本資金が

対象となるかという御質問でございますが、これら

一品運動の実態を見てまいりますと、多種多様の

農林水産物の加工を対象としてこのよな運動を

やつておるわけでございます。そういう角度から見ますと、本資金のように限定的な農林水産物を

対象とするということになりますと、そのすべて

が本資金の対象となるわけではございませんけれども、本資金の対象農林水産物について新規用途

の開発を行なう場合には、当然一村一品運動にも活

用できるというふうに考えておられます。私ども、

そういうものが出てきて一村一品運動の振興に役に立つばということを期待しておるわけでございます。

○神田委員 次に、卸売市場近代化資金の問題であります。

生鮮食料品を中心とする農林水産物の流通機構の整備と近代化を図ることは急務であります。中央卸売市場はかなり整備されておりますけれ

ども、地方の卸売市場の整備はまだ緒についたばかりであると言つても過言ではないわけであります。そういう意味で、今回の改正で中央卸売市場ございますから、リスクが高い、あるいはイニシアルコストが大きいというようなことから、すぐれて政策性の強い資金であるということ、このようなことを踏まえますと、通常の企業活動においては資金需要にこたえることを目的としております。資金需要にこたえることの目的としておりま

す関連産業融資等を系統資金はやつておるわけで

ございますが、そういうようなものにはなじみに

くいというふうに考えております。そこで、公庫

資金として仕組んだものでございますが、なお運

転資金等につきましては系統資金を含めて民間金

融を活用して協調融資ということをやつてきました

いと考えております。

○神田委員 お答えいたします。

地方卸売市場は昭和五十八年四月で千七百五十

二市場ございまして、その取扱金額は約五兆円と

いうことになつております。そこで、中央卸売市場の取

扱金額にもほぼ匹敵するものでございます。そ

ういう意味で、卸売市場と見た場合には、地方卸売

市場も中央卸売市場も非常に重要であると考えて

おります。

そこで、ただいま御指摘のように中央卸売市場

についてはかなり整備が進んでおるわけであ

ります。確かにまだ巨大都市東京とか大阪のよう

な中央卸売市場の中には再編整備を図るものはござ

りますけれども、中央卸売市場全体としては整

備がかなり進んでおると思っております。そこで、

今後はどちらかといえどおくれております地方

卸売市場の整備、それも統合大型化が必要でござ

りますけれども、そのような御要望は聞いておるわ

けでございます。それで、これまでも借入申込書

の様式の簡素化なり添付書類の削減など、その改

善合理化を図ってきたところでおられます。

○神田委員 卸売市場関係では資金枠に比べまし

てその消化が極めて低いわけであります。その

原因は一体何なのか。

それから、卸売市場近代化資金の融資手続が煩

雑ではないかという御指摘でございましたが、私

どもかねてからそのような御要望は聞いておるわ

けでございます。それで、これまでも借入申込書

の改善に努めるとともに、この資金の制度の趣

旨の徹底も大事でございます。そういうことにも

努力して、本資金の一層の活用が図られるよう

に努めまいといふふうに考えております。

○神田委員 卸売市場関係では資金枠に比べまし

てその消化が極めて低いわけであります。その

原因は一体何なのか。

それから、卸売市場近代化資金の融資手続が複雑で借りにくく、そ

のため民間資金が使われておるという指摘もある

わけであります。そのため民間資金が使われておる

わけであります。そのため民間資金が使われておる</p

いますので、こういふものは融資対象として持つていく、こういふような考え方をとつております。○神田委員 また、補助から融資への切りかえは、農家の創意工夫が生かされるものの、現在、農家の投資能力を考えるとむしろ農業行政の後退にならないかどうか、その点が心配されるわけあります。

さらに、本資金は從来から先駆的な農業者に対して貸し付けて、そのモデル効果によりまして普及を図る、こういう形をとつてたものであります。ですが、今回の改正によりまして貸付対象者はどのような農家を考えているのか。零細農家の切り捨てにつながらないかという心配もありますし、広く農家に利用せるためには各資金ごとの資金枠が不十分ではないか、こういう指摘もありますが、この点はいかがでありますか。

○関谷政府委員 無利子資金を活用します場合の考え方でございますが、補助から融資へということが不十分ではないか、こういう指摘もありますが、これは農家にもっと負担を強いるというふうに見られるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、むしろ個別経営になじみやすい、本来共同利用よりは個別経営の方がいいというものを対象にいたしますので、直接個々の農家が利用できるという意味では対象的には拡大をされるということがございます。

それから、補助金でござりますと、どうしても対象とされるいわば金額と申しますか量が補助金の面から制限されますが、融資でござりますと、資金の効率的な利用が図られる、あるいは今回の制度改正のよう資金が循環する、こういふようなこともございまして、結果的に、借り受けを受けられる農家の範囲、資金量と申しますか、使える資金量が拡大するわけでございまして、こういふ面から見ますと、むしろ補助金でやるよりも対象が広がる、確かにこういふ面があろうかと考えております。

それから、対象農家につきましては、これは生産方式改善資金等でございますので、やはりその

生産方式も先駆的、モデル的なもの、あるいは果樹経営等につきまして意味のあるもの、こういふものになっておりますので、借入者についても技術上、経営上の能力は必要であるということでもございますが、ただ、借り受け時にどうしても一定の経営規模がなければならぬ、こういふような要件は考えておりませんので、経営規模の小さい農家であつても、これから規模拡大、土地の効率的利用を志向しまして中核的な扱い手たり得る、こういふ農家の方々については対象としていくという考え方でございます。

さらに、貸付枠の問題でございますが、今回、制度改正後の初年度になります六十年度につきましては、農業改良資金全体で四百六十億円、生産方式改善資金で三百十億円の予定をしております。従来の農業改良資金は、貸付実績見ますと大体二百五十億円から二百七十億円でござります。こ^{ういう状況から見ますと、新しい資金、拡大された部分を含めまして資金需要にはかなり対応できる}と考えておりますが、なお、初年度でもございまして、具体的な貸付状況等見ながら、さらに、貸付枠の有効利用のみならず、今後の貸付枠の設定については、十分必要な需要には対応するよう配慮してまいりたいと考えております。

○神田委員 次に、貸し付け後の農業指導体制の強化の問題であります。本資金は、農家に対する資金供給という単なる融資措置にとどまらず、その効果が達せられるものであるわけでありま^{す。しかしながら、今回の改正により資金の種類}す。^{ます。しかしながら、今回の改正により資金の種類}

○井上(善)政府委員 お答えいたします。経営規模拡大資金につきましては、農家が相対によりまして貸借権を設定しまして小作料を一括前払いいたします場合に、貸借権の設定期間等について一定の要件を満たす場合に、その小作料相当部分を無利子で融資をする、こういう制度でございます。

昭和六十年度は初年度でございまして、一応十億円を用意したわけでございますが、私ども、都道府県を通してヒアリングをいたしました結果では、約六十億円くらいの資金需要がござります。ことしほそうち十億円を用意したということでござります。ただ、この資金はいわゆる回転資金でございまして、将来の貸付枠につきましては、この政策効果等を勘案いたしまして、本資金の需

求を考慮してまいりたいと思います。農地等の買収と売り渡し、農地保有合理化促進事業に対する助成及び農業改良資金の貸し付けという三種類の事業に係る経理を行うこととしているわけであります。

○神田委員 次に、自作農創設特別会計法の問題で、その中の農業経営基盤強化措置特別会計につきまして御質問申し上げます。うに考へるわけでございます。

そこで、従来これら三種類の事業は、発足の緯とその事業内容も異なつております。同一会計で処理をすることとした積極的な理由はどういうことなのか。さらに、三種類の事業に対しまして区分経理が行われることになるのかどうか、各事業に必要な資金手当ては具体的にどのようにするのか、それの見通しについてお聞きをいたしたいと思います。

また、新特別会計の円滑な運営には国有農地等の積極的な売り払い等が不可欠となるわけであります。新特別会計の円滑な運営には国有農地等

着した指導を行ふ、こういふことで対応してまいりたい、このように考えるわけでござります。それから、この資金の農地流動化施策の中の位置づけでございますけれども、現在の土地利用型農業におきましてはその規模を拡大していくといふことが最も緊要でございまして、農地の流動化を促進していくような事業でありますとおもいます。

ただ、こういふ時期でございまして、普及業自身のこの関係についてのいわば拡充というよ^{うなことは現実問題としてはできないわけでござります。しかし、このように農業改良のいわば決め手にならぬ大事な資金でござりますので、運用面におきまして、普及指導体制も十分これに協力し、御指導のような農業指導面において遺憾のないよう対応するよう指導してまいりたいと存じます。}

○神田委員 次に、農業改良資金の中に新設された経営規模拡大資金についてあります。昭和六十年度の経営規模拡大資金の貸付枠は十億円、これを面積換算すれば約五百から六百ヘクタール程度になると思われますが、大規模農家への農地の集積を図る措置としては余りにも貸付枠が小さい、こういふふうに考えられます。また、本資金の貸し付けが全体の農地流動化政策の中でのような位置づけをされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○井上(善)政府委員 お答えいたします。経営規模拡大資金につきましては、農家が相対によりまして貸借権を設定しまして小作料を一括前払いいたします場合に、貸借権の設定期間等について一定の要件を満たす場合に、その小作料相当部分を無利子で融資をする、こういう制度でございます。

昭和六十年度は初年度でございまして、一応十億円を用意したわけでございますが、私ども、都道府県を通してヒアリングをいたしました結果では、約六十億円くらいの資金需要がござります。ことしほそうち十億円を用意したということでござります。ただ、この資金はいわゆる回転資金でございまして、将来の貸付枠につきましては、この政策効果等を勘案いたしまして、本資金の需

○齊藤達(政府委員) 最近の傾向をいたしまして、遊漁その他海洋レクリエーションの需要が増大している、またそれが漁村における就業機会の増大につながつておるということは事実と考えられますし、そういう実は希望もあるわけでござりますけれども、当面の財政事情のもとにおきましては、漁業生産に直接つながるものに貸付対象を限定せざるを得なかつたという事情を御了承願いたいと思うわけでございます。

それからまた、栽培漁業関係につきましては、ただいま漁協等でやつておりますのは、技術的には貝類とかそういうわば定着性の種類についての放流に限られておりまして、栽培漁業と言われるものの大部分を占めております回遊漁につきましては、現在、国あるいは都道府県が種苗生産から放流するまでの技術の開発、これに力を注いでいるところでございます。

そのような点にかんがみまして、公庫資金におきましては、漁業基盤整備の一環として、漁場の改良や漁場の造成との組み合わせで種苗放流のための資金の貸し付けをしておるところでございますけれども、なおまだ、近代化資金といふことで栽培漁業全体を組み入れるという時期には至つておらないのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 時間がありませんから議論はこれ以上できませんが、具体的にどのような活力のある村づくりをこれによつて目指そうとしているのか、その点をお答えいただきます。

○齊藤(達) 政府委員 御承知のように、二百海里体制の定着に伴いまして、日本の周辺水域の高度利用ということになります重要になつてきておるわけでございます。一方、沿岸漁業を見ますと、現在、漁獲努力と資源水準とのアンバランスといふようなことから多くの問題を抱えているわけでござ

一方では沿岸地域活性化緊急対策事業といふことで、自主的な資源 漁場の合理的な管理の推進体制、それから沿岸地域における共同集出荷体制の確立、あるいは水産加工等による漁獲物の付加価値を高めるための施設の整備を行うための地域活性化緊急対策事業、それから、あわせまして今回の地域漁業総合整備資金制度、これによりまして適正な漁場利用を推進しつつ、活力ある地域漁業の振興を図るよう、漁業近代化資金の特利融資を組み合わせていく、これらの三本柱を中心にしていまして活力ある漁村の形成に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○神田委員 時間が来ましたので、終わりります。

○今井委員長 次に、辻一彦君。

○辻(一)委員 私、きょうは国営農用地開発事業の問題点について二、三質問をいたしたいと思います。

国営農用地開発事業は四十二地区あって、そのうちに七つの特別会計地区があります。私は縁がありまして、昨年の夏、初めて特別会計として五十一年に出発しました三重の青蓮寺、宮崎の美々津、それから一年おくれて出発しました島根の益田、それから同時に出発しました福井の坂井北部、この四地区を一泊二日ずつそれぞれ見てまいりました。

そういう中で、農家の皆さん、それから土地改良区や県、市町村、さらに農林省の現地事務所の皆さんのが非常に努力していらっしゃる姿に接しまして、敬意を表してまいりました。しかし、特別会計で出発しました地区は、いずれも特別会計の金利が高いために償還が迫ると深刻な状況に追われている、こういう実態も肌で感じたわけでありました。そういう意味で、膨大な国費を投じ、また地元も大きな負担をしてせつかく進めている国営農用地開発事業がぜひ農家のためになるようにした

い、こういう念願から、この問題点について大臣を初め各局長に一、三質問いたしたい、このように思います。

まず大臣から、国営農用地開発事業のねらいは何であったかということをお伺いいたしたいと思います。

○佐藤国務大臣 辻先生にお答えいたします。

食糧の国際供給が樂觀を許さないことは先生御存じのとおりでございます。そんなことで、食糧の自給力を維持向上させる必要があり、そのためには農用地を着実に確保することが大切だというところで、農用地開発事業は単に農用地の拡大のみではなくて、実は四つの目的がございます。その一つは需要に即応した農産物生産の増強、二つ目が経営規模拡大による自立經營農家の育成、三つ目が国土資源の高度利用、四つ目が農業を基盤とする地域開発の促進等を目的としております。

そういうことで、国内各地域において時代の要請に応じて大きな役割を担つておますが、その大きな役割は何かといいますと、地域の特徴を生かした野菜あるいは果樹生産地の形成、農家の経営規模拡大による農業所得の増加、あるいは後継者を含む農業の担い手の定着、あるいは畜産経営確立のための飼料基盤の整備、こんな大きな役割を担つてきております。そんなことで、今後我が国の経済の均衡ある発展と地域社会の健全な発展を図る上からいっても、農用地開発を積極的に推進していきたいと考えております。

○辻(一)委員 大臣の言われるよう、一般的にはまさにそういうねらいであったと思います。

四つの地区をずっと見て、坂井北部は昭和六年に参議院議員當時に委員会視察をやりまして、それは坂井北部が四十六年十月から着工するその一ヶ月前でありまして、初めから非常に縁があつてしばしば足を運んでいるということで、具体的な事例としてはいろいろな数字も非常に存じておりますので、これをもとにしながら、それに美々津、青蓮寺、益田等の問題点を加えて質問していきたいと私は思っております。

そこで、そういう国営農用地開発事業一般のねらいの中で、坂井北部がどういうねらいで取り上げられたか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○井上(書)政府委員 お答えいたします。

坂井北部地区でございますけれども、この地域は標高四十五メートル前後の山林原野に農地の錯綜した丘陵地帯でございまして、三国町、芦原町、金津町、丸岡町の四町にまたがっております。通称坂井北部丘陵地域と呼ばれる畑作地帯でござります。この地域は用水が乏しいために開発がおくれまして、未墾の山林が各所に点在しておりますし、また既耕地の方も、土地基盤が未整備のために生産性が低位であるという状況にございます。

この事業の経緯でございますが、昭和三十一年代後半に九頭竜川上流の電源開発に伴いますダム群が設置されまして、それによりまして水源が確保され、国営総合農地開発事業坂井北部地区として昭和四十六年に計画が確定された、こういう経緯がございます。

そこで、この地区はその後、事業が進捗いたしまして、昭和六十一年度に事業を完了する予定でございまして、これから計画変更いたしますが、現在予定しております最終的な計画は、地域内の未墾地を開発いたしまして四百六十ヘクタールの農地造成、既耕地につきましては区画整理等用水補給を行いまして、あわせて排水改良も行うという総合農地開発事業でございまして、坂井北部丘陵地域二千六百五十三ヘクタールの受益面積に及びます総合的な農業基盤整備事業でござります。

この事業によりまして農地の造成、区画整理を行いまして、道路、水路の整備を図ることによりまして、野菜・飼料作物・果樹等の栽培、それに水稻の複合経営を目指しまして、経営規模の拡大、それに大型機械化によります土地労働生産性の向上を図りまして農業構造の改善を行なう、こういうことを目的としたものでございます。

○辻(一)委員 次に、昭和五十年からですが、公共事業が、特に国営農用地開発事業はかなりおこ

れているということが国会でもいろいろと論議され、各地の国営農用地開発事業の農家にもそういう声が随分ありました。特別会計制度が創設され、昭和五十一年から出発しておりますが、特別会計創設のねらいは何であったか。大臣からお伺いいたしたい。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたします。

国営土地改良事業には特色が三つあると思います。一つは事業規模が大きい、その次には巨額の費用がかかる、もう一つは相当長期の期間がかかる。これが特徴だと思います。

そんなことで、工事完了を促進するために、かんがい排水事業あるいは干拓事業について昭和三十二年度から特別会計制度をつくったのです。その後、国営農用地開発事業は、農業生産の選択的拡大とか事業経営の規模拡大等に資するため昭和三十六年に創設されました。国営開拓パイロット事業を昭和四十五年に名称変更したものでございました。したがって一般会計から特別会計にしたわけです。ですが、農地造成等の要請がますます高まってきたため、昭和五十一年において特別会計方式を創設し、事業効果の早期発現を図るために坂井北部地区等を特別会計方式に振りかえたものでございます。

○辻(一)委員 そういうねらいがあつたことはよくわかりますが、大臣と局長の御説明のように、例えばの例であります。坂井北部をとりましても、当初、昭和三十年代は米増産時代でありまして、山林を開発して水田をつくるというねらいで、水を揚げて、乏しい畑作經營を水田經營で豊かにしたいという熱望がこの計画に実現したと思うのです。ところが四十年代の半ばになつて、米の過剰状況の中で、農家は米をつくりたいというのに、それは国の政策だから何としても畑だということで、畑に転換というように途中で計画が変わつてきました。だから、初めは農家にとってこれは非常に問題がありました。将来もしものときには畑を水田にできるようになると私は理解しておりますが、その点の見解はどうなんですか。

○井上(喜)政府委員 特別会計制度の創設の目的は、ただいま御指摘の事業の促進というところにあると思います。

○辻(一)委員 したがつて、一般会計でいけば

くしてくれというような要望も随分あつたのです。余り緩いと田んぼになつてはいかぬという意味であつたかどうかわかりませんが、かなり傾斜地でありますから、当然傾斜がついて水田にはならない状況になつてます。そういうように、田んぼにしたかった農家の希望を無理に説得して全部畑にして出発した。私が四十六年にそこを見に行つたときには、水田から畑へという大きな犠牲、悩みを克服して、何とかしてここに畑作農民の夢をかけたいという希望が非常に農家にあつた。こういうものが政府、農林省の取り上げるところとなつて、いわゆる北部開発として進んでいったところです。

ところが、なかなか思うように公共事業が進んでいかないということで、地元の各国営事業の地区からは、もっと早くやれる方法はないかといふ声が随分と起つてまいつた。それを農林省構造改善局を中心いろいろ検討されて、それでは特別会計によつて財投を導入する、こういうような方向が固まつてきたと思うのです。私も、昭和五十年十一月五日の臨時国会の參議院予算委員会でこの問題を取り上げて、当時の安倍農相と大平蔵相に所信をたたいたことがあります。いずれも、工事がいろいろおくれて、特に国営農用地開発事業のおくれを取り戻すために、財投は今まで余り使つていなかつたからその方面に使いたい、まあ来年はひとつ考えましよう、こういうような論議もなされたと記憶しております。

したがつて、今大臣御答弁のように、いろいろのねらいがあると思いますが、特別会計創設の一一番大事な点は、余り長くかかるといかねから早くやらなければいかぬ、だから金利が多少高くても早くやることにメリットがある、こういう点であります。これは後の論議としまして、まず、こういうように事業費が膨れてきた理由について伺いたいと思います。

○井上(喜)政府委員 坂井北部地区的総事業費は、今御指摘ありましたように、当初七十一億円でございましたが、昭和六十年度におきましては三百十六億円、一百四十五億円の増額になつております。

五%の金利で大体やれる。かつて農地のようには、余り緩いと田んぼになつてはいかぬという意味であつたかどうかわかりませんが、かなり傾斜地でありますから、当然傾斜がついて水田にはならない状況になつてます。そういうように、田んぼにしたかった農家の希望を無理に説得して全部畑にして出発した。私が四十六年にそこを見に行つたときには、水田から畑へという大きな犠牲、悩みを克服して、何とかしてここに畑作農民の夢をかけたいという希望が非常に農家にあつた。こういうものが政府、農林省の取り上げるところとなつて、いわゆる北部開発として進んでいたところです。

ところが、なかなか思うように公共事業が進んでいかないということで、地元の各国営事業の地区からは、もっと早くやれる方法はないかといふ声が随分と起つてまいつた。それを農林省構造改善局を中心いろいろ検討されて、それでは特別会計によつて財投を導入する、こういうような方向が固まつてきたと思うのです。私も、昭和五十年十一月五日の臨時国会の參議院予算委員会でこの問題を取り上げて、当時の安倍農相と大平蔵相に所信をたたいたことがあります。いずれも、工事がいろいろおくれて、特に国営農用地開発事業のおくれを取り戻すために、財投は今まで余り使つていなかつたからその方面に使いたい、まあ来年はひとつ考えましよう、こういうような論議もなされたと記憶しております。

したがつて、今大臣御答弁のように、いろいろのねらいがあると思いますが、特別会計創設の一一番大事な点は、余り長くかかるといかねから早くやらなければいかぬ、だから金利が多少高くても早くやることにメリットがある、こういう点であります。これは後の論議としまして、まず、こういうように事業費が膨れてきた理由について伺いたいと思います。

○井上(喜)政府委員 坂井北部地区的総事業費は、今御指摘ありましたように、当初七十一億円でございましたが、昭和六十年度におきましては三百十六億円、一百四十五億円の増額になつております。

○井上(喜)政府委員 お答えいたしました。

○井上(喜)政府委員 お答えいたしましたように、物価変動によるものと畑の勾配を緩くいたしましたことが主な理由でござります。

その二百四十五億円の内容でございますが、まず第一は、オイルショック等による労賃、物価の変動によります増、いわゆる自然増と言え言えますかと思いますが、これが百二十一億円でござります。増加額のおおむね半分くらいでございます。それから第二は、工法変更とか事業量変更等による増が百二十四億円で、アップ分の五一%でございます。

そこで一点確認しておきたいのは、早く工事をやるというために金利が多少高くなるとの特別会計を導入した、この点は間違いないと存じます。局は七・一%くらいになると思います。短期間ながらこの七%という金利はそこそこえないのですが、長期にわたつたときに五%と七%の金利差は非常に大きな負担になつてくるという点があると思います。

ここで一点確認しておきたいのは、早く工事をやるというために金利が多少高くなるとの特別会計を導入した、この点は間違いないと存じます。大臣、いかがですか。

○佐藤國務大臣 先生の御指摘のとおりでござります。

○辻(一)委員 そこで、坂井北部を例にとつて言いますと、昭和四十六年の当初の計画は七十一億円、第一回の計画変更した昭和五十一年は百八十億、第二回計画変更、ことしの秋に確認されようとしておりますが、三百十六億。この三百十六億円は当初に比べて四・五倍、それから第一回の計画変更に比べて一・七五倍、非常に大きな規模になつております。

この中で、地元の負担金、言うならば受益農家の償還問題が非常に問題になつてきましたが、事業費が当初の四・五倍、第一回変更の一・七五倍といふように大きく膨れ上がつてきた理由は一体どういうところにあるのか。この地元負担金の試算結果によれば、例えば農地造成をとると当初の十二倍、第一回の四・二倍といふようになつておりますが、これは後の論議としまして、まず、こういうように事業費が膨れてきた理由について伺いたいと思います。

○井上(喜)政府委員 坂井北部地区的総事業費は、今御指摘ありましたように、当初七十一億円でございましたが、昭和六十年度におきましては三百十六億円、一百四十五億円の増額になつております。

○井上(喜)政府委員 お答えいたしました。

○井上(喜)政府委員 お答えいたしましたように、物価変動によるものと畑の勾配を緩くいたしましたことが主な理由でござります。

○辻(一)委員 私は、今の局長答弁のよう、物価が上がったことによる自然増、それから工法の変化、確かに五十一年からこの間に、ファームボンド等をつくつて引き揚げた水を池にためてそれを田や畑にかんがいをする、そういうこと等も十三ヵ所やつておりますから、そういうことは理解できるのです。

私がお尋ねをしたいのは、全体の事業費が、昭和五十一年の第一回計画変更と今回を比べて、百八十億から三百十六億と一・七五倍になつております。ところが、農地の造成費を見ると、それは今差し上げた資料、これはいろいろな出された資料を整理してみたのですが、この一枚目にあると思いますが、一番上の欄の十アール当たり事業費というものによると、第一回変更のときは九十二万二千円。ところが、今二百三十六万というように十アール当たりの造成費が非常にかさんでおる。倍率で見ると二・五倍になつておりますね。一・七五倍に對して一・五倍というよう、単位当たりの農地の造成費あるいは区画整理、かん排等の経費が倍率として非常に高くなつてゐる。だから、これは単なる自然増や工法の変化、そういうものだけではない。

まず第一に私が指摘したいのは、全体として事業費がかさんだ大きな要因の一つは、それがすべてではありませんが、特別会計によるところの金利が非常にかさんできてるという点にあると思う。

そこに差し上げた資料の二枚目を見ていたぐと、事業費及び償還額の内訳が試算をされております。これをごらんになればわかりますが、端数がありますが、国が百八十五億八千六百万負担をして、県と地元が百三十億一千三百万負担をして、県は五十六億六千八百万を負担しておりまが一応別として、地元の七十三億四千四百万、この中で特別会計で借りた元金が六十四億あるのです。ところが、特別会計でありますから建設中に利息が要る。それが二十九億三千六百万、

ざつと約三十億ですね。それから、償還が始まると後の利息は七十億九千九百万。両方合わすと九十九億五千五百萬、約百億。六十四億のお金で地元が借りて、百億の利子をつけて返すということでは、事業費が増大するのは当然と言わなくてはならない。

特別会計のそもそものねらいは、先ほど確認したように、金利が高いというデメリットを、早く立つたわけだと思うのです。ところが、第一回目の計画変更時には大体五、六年、昭和五十五年、六年あたりにはばできるであろうというので、それなら金利が高くても特別会計でと、こういうことで出発したと私は思うのですが、現在完工は六年を予定されておるとすれば、計画の当時から言えば五年延期になる。五年間延びておればそぞれなら金利が高くてはなりませんが、概算でどういうようになるかということは見当がつくと思うのですが、その点はいかがですか。

どうお考えになりますか。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。

先ほどから局長が答弁しているようことでございますが、やはりこれは事業をいかに早くやるかということだと思います。

それからもう一つ、一般会計との比較を御指摘されておりましたけれども、一般会計の場合はもつと財政事情が厳しいから実は予算が少なく、恐らく私は時期が大分延びるのではないか、こう考えております。そんなことで、特別会計だからもちろん金利がちょっと高いという点はございませんが、この方が効率がよかったのではないか、実はこのように考えております。

○辻(一)委員 一般会計であればもつと時間がかかるだろうということですね。これは、普通はそうだと思います。ただ、特別会計は、早くできれば金利が高くてやむを得ぬというところで出発して、相当期間が長くなつて金利がかさんできて、こうなつてきますとやはり特別会計の金利というものが、事業費がずっと膨らんでくる一つの要因にならざるを得ないと思いますが、この点は大臣、重ねてありますか。

○佐藤國務大臣 お答えします。

先ほど申し上げたことです、できるだけ早く事業を遂行いたしたいということでやつておるわけでございます。

○辻(一)委員 政策の責任者として、それはちょっと認めるわけにはいかない点があるとは思います。

では、ちょっとと観点を変えて、その数字にありますように、六十四億のお金を借りて、そして一般会計も含めますと、支払い合計に対する償還元金は、割ると二四三%になります。ところが地元の特別会計六十四億だけを取り出して言うならば、支払い合計と償還元金の割合は二六〇%になります。これが特別会計なんだと言えばそうであります、しかし六十四億お金を借りて百億利子を払っていくということは、やってみると非常に金利等に問題があるというように思います。

これらが非常に農家の負担を重くしている一因であるというように私は思いますが、これらを何とか考えなくてはいけないじやないか。農家の外の場所で起つている状況の中で負担がどんどんふえてきているということについては、何らかの救済対策が必要じやないかというように思いましたが、大臣、この金額をさらにになって、いや制度がこういうものだと見えればそれまでであります。

しかしながら、特別会計の問題と利子の問題、いま一つは、一枚目の資料をちょっと見ていただくといいのであります。が、事業費が、第一回計画変更、五十年に比べて一・七五倍になつて、ありますから、大臣、政治家としてどうお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 国営事業につきましては、國はもちろんでありますけれども、県、市町村、それから地元の農家が一体となつて事業を進めていくわけでございます。したがいまして、その償還につきましても、國は国なりに考え、県もまた県の立場でその農家負担というのを考えまして、最終的に農家の負担額を決めておるという状況だと思います。

農用地開発事業につきましては、國は非常に高率の補助をしているわけでございますし、また県もその地区の状況によりまして、農家の支払い能力等を考えまして適切な負担額を決めてきているところが実態でございます。そういうことで、私もその農家の負担金の償還につきましては、国、県、市町村、受益農家が一体となりまして考え

この要因というものを考えてみると、これはその表の二段目になりますが、第一回変更に比べて第二回変更のいわゆる受益面積というものは随分と減つておるのです。例えば、農地造成は六百六十八ヘクタールから四百六十ヘクタール、二百八ヘクタール減で三一%減っているということ。それから、区画整理は千百四十九ヘクタールが八百四十三ヘクタールで、三百六ヘクタール、二六%減。かん排の方は二千二百六が千八百八十ですから、三百二十六ヘクタール減の一五%減、これはそれほど大きくなないので、三一%ということは約三分の一ということになる。

こうなると、率は一定でありますから、國と県が負担をして残りは地元ということになれば、額は決まってくる。

ところが、受益面積が減れば単位当たりの造成費というのは非常に高くつく。高くついたものはそのまま残つた農家にといいますか、農家がかかる負担をもつともつとといふこともありますが、自分の手の及ばぬ場所で起つた状況によって負担がどんどんかさんでいくことは、これは何か考えなくてはならないと私は思います

が、この点はどうでしょうか。

○辻(一)委員 その点も御理解をいただいたようあります。大臣、こうなりますと、特別会計の利子の問題と、もう一つは、このようにして受益面積がいろいろな農業周辺の状況から残念ながら減つてきたといふことも、個々の農家の負担が前に比べて非常にかさんできた要因になると思う

と思います。

○佐藤國務大臣 今局長もお答えしたのですが、基本的に私も同感の点が非常にござります。

そんなことで、ことしの六十年度予算においても、償還条件の緩和を何かできぬものであろうか

と見送りになつたといふことがあります。

結局、今局長が言つたようなことが、地元負担能力はもう限界に近づいておるというような

ことでございまして、都道府県の負担と調整を図

いたしたい、このように考えております。

○辻(一)委員 今の大臣の御答弁は、もうちょっとと論議をした上、なお確かめたいと思います。

それから、特別会計の問題と利子の問題、いま一つは、一枚目の資料をちょっと見ていただくといいのであります。が、事業費が、第一回計画変更、五十年に比べて一・七五倍になつて、ありますから、大臣、政治家としてどうお考えになりますか。

○井上(喜)政府委員 ちょっととも一度。今、水を飲んでいたので、「めんなさい。

○井上(喜)政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。事業費も増加しておりますけれども、面積減の方もその単位当たりの事業費の増に大きく影響している、このよ

うに思います。

○辻(一)委員 その点も御理解をいただいたようあります。大臣、こうなりますと、特別会計の利子の問題と、もう一つは、このようにして受益面積がいろいろな農業周辺の状況から残念ながら減つてきたといふことも、個々の農家の負担が前に比べて非常にかさんできた要因になると思う

ですね。

○辻(一)委員 そこで努力が足りなかつたというならば、これは負担をもつともつとといふこともありますが、自分の手の及ばぬ場所で起つた状況によつて負担がどんどんかさんでいくことは、これは何か考えなくてはならないと私は思います

が、この点はどうでしょうか。

○井上(喜)政府委員 国営事業のように非常に長期にわたりまして事業をいたします場合に、その間の農業事情の変化によりまして個々の農家の対応が変わつてくることがあるわけでございます。

当初予定しておりました農家が受益の農家から脱落するということもありますけれども御答弁がありました。が、経営費のかさんだ状況の中には、いわゆる農業の先行き不安、経営の不安、後継者

の不足等々によって開発意欲等がやはり一部には減退をして、そういう点で予定どおりに計画が進

まなかつた、あるいは的確でない土地があつて進

みなかつた、こういうふうになつたという点もあ

うと思いますが、いずれにしても、受益面積が減つてきたといった点に個々の農家の負担の一因があるようになりますが、これはいかがですか。

○井上(喜)政府委員 単位当たりの事業費につきましては、全体の事業費の動向と同時に、この受益面積の減も大きく原因している、このように思

います。

○井上(喜)政府委員 ちょっととも一度。今、水を飲んでいたので、「めんなさい。

○井上(喜)政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。事業費も増加しておりますけれども、面積減の方もその単位当たりの事業費の増に大きく影響している、このよ

うに思います。

○辻(一)委員 その点も御理解をいただいたようあります。大臣、こうなりますと、特別会計の利子の問題と、もう一つは、このようにして受益面積がいろいろな農業周辺の状況から残念ながら減つてきたといふことも、個々の農家の負担が前に比べて非常にかさんできた要因になると思う

ですね。

○辻(一)委員 そこで努力が足りなかつたといふこともありますが、自分の手の及ばぬ場所で起つた状況によつて負担がどんどんかさんでいくことは、これは何か考えなくてはならないと私は思います

が、この点はどうでしょうか。

○井上(喜)政府委員 国営事業のように非常に長期にわたりまして事業をいたします場合に、その間の農業事情の変化によりまして個々の農家の対応が変わつてくることがあるわけでございます。

当初予定しておりました農家が受益の農家から脱落するということもありますけれども御答弁

もありました。が、経営費のかさんだ状況の中には、

いわゆる農業の先行き不安、経営の不安、後継者

の不足等々によって開発意欲等がやはり一部には

減退をして、そういう点で予定どおりに計画が進

まなかつた、あるいは的確でない土地があつて進

みなかつた、こういうふうになつたという点もあ

うと思いますが、いずれにしても、受益面積が減つてきたといった点に個々の農家の負担の一因があるようになりますが、これはいかがですか。

○井上(喜)政府委員 お答えいたします。

つきまして県を中心に現在いろいろなことが検討されてゐる、このよつに聞いているわけでござります。

○佐藤国務大臣 今の点につきましては、やはり第一番に大切なことは、事業をいかに早く遂行するかということだと思います。したがつて、あらゆる方法を講じて事業を早期に完成させる。

先ほどおっしゃったようにかなり負担がふえておるわけですが、償還条件の緩和についてはいろいろな努力の仕方があると思いますが、私は本当は第一番には、結局生産が再開されてお金を払つていく。今、生産再開がされてないですから、そんなことを含めて償還条件緩和に努力してみたい、こう考えております。

○辻(一)委員 私は後でも申し上げますが、せひそれはひとつ大臣、本腰を入れて取り組んでほしいと思うのです。

もう一つ、この反牛乳部を列こりますが、あ

その農家、例えば平均的な標準の農家といううのを考えてみますと、水田、「一町から」一町五反、煙、「一町五反から」二町歩、計「二町五反から三町五反、まあ三・五へクタールですね。所得が大体四百五十万弱、大体こういうように見られていて、これは福井県が五十八年度に百戸の農家を調査した。そういう経過を聞いてみると、こういうことが数字として出ております。水田が二・五ヘクタールで、三百萬から四百万まで。

ところが償還額をずっと計算すると、これはいろいろな計算がありますから多少狂いはあるとしても、大筋は違はないと思うのですが、Aの二・五へクタールから三・五へクタールでは、百八十八万円の償還が毎年必要であるのですね。それからBの一・五から二・五では、百三十二万の償還が必要である。そうしますと、四百万に百八十八万、約二百万。六百万。この六百万の所得を上げるために、これは粗収益で少なくも一・五倍、所得

率が四割弱になりますか、そうすると十五、六百万の粗収益がなければ、六百万という生活費との償還金は出てこないわけですね。

この農家は、大体夫婦二人、それから老人と子供二人、高校に行くぐらいのところになつておりますから、一年に四百万ぐらいの現金支出は、一ヶ月三十万余りですから、当然要るわけですね。それでもいいばい、いいばい。これに二百万近い償還が重なったときに、この中核農家の経営がもたないという実態が出てくると私は思うのですね。

等々は、中核農家を育成し、自立農家を育成し、後継者を育てて夢を与えるというところにあるのですが、それが崩れかねない所得と償還の関係にあると思うのですか、この実態を農林省としては、どれくらいの所得があって償還が可能か、言うならば償還可能な金額というのはどれくらいの経営から生み出されているとお考えになりますか。

○井上(舊)政府委員 坂井北部地区におきましては、農用地開発をした後に畑作經營をやつている農家につきましては、割合と経営がうまくいくているというふうに聞いているわけでございます。また、入っている農家個々につきましてかなり

の差があるものもあるうかと思いますが、そういう農家の償還の限度額でござりますけれども、これは一概に限度額が幾らと言うのはなかなか難しい面があるのでないかというふうに考えておりまます。私どもといたしましては、そういう事業をやりました結果の所得の増加額の四割ぐらいをどこに償還が行われるということを考えております

けれども、たゞ負担の限度額が熱しからとこりよ
うな点につきましては、これはなかなか一律に言
えない難しい問題ではなかろうかというふうに考
えます。

きがいいときにはいいわけですね。しかし、こと

しなんかを見ると、もう一歩、日本美術は、とくに
いつてダンボールに詰めて送れば箱代も出ないと
いうので、全部煙にはつたらかしておるわけです。
後はどう始末していいかわからぬというようによし
に投げていいるということ。畑作は米と違つてそ
ういう不安定性がどうしてもあるので、いいところ
だけを見ると何とかなるかと思うのですが、逆に
言うと、そういうものを相殺すると米よりも不安

定なないうことが言えると思うんですね。そういう点から考えて、この償還はこのままでいくならばなかなか容易ではないという気がいたします。懸念されることは、もしも経営の中で償還金が込み出せないとすると、どうしても借金するしかない、赤字ですから。そうすると、それが重なれば

体はふえても、毎年返していくところの天井は低くなるわけですから、一万数千円が償還年限の延期によって可能となるならば、農家の経営にかなり寄与することができると私は思います。こういう意味の償還年限の延期、これはどうでもひとつやつてもらいたい。

はせでかく国營で國も力を入れ
県も地元も農
家も力を入れてつくった農用地を、これまた手放
して償還をやらなくちやいけない、あるいは離農
せざるを得ないというような状況にもなりかねな
い。しかも、一番大事なあの地区的農業を背負う
ところの中核農家の一群がこういう心配があると
いうことは非常に深刻である。したがつて、坂井
北部を見ますと、場合によつては社会問題化しか
ねない要素をはらんでおると思うのですね。した
がつて、この点の深刻さを御認識いただいて、先
ほど大臣御答弁のありました一、二点はぜひやつ
ていただきたいと思うのです。

時間が何ばどもなくなりましたから、一問一答
によつてその問題を詰めることができませんの
で、私からまず申し上げて、お答えをいただきた
いと思うのです。

時間が何ほどもなくなりましたから、一問一答によつてその問題を詰めることができませんので、私からまず申し上げて、お答えをいただきたいと思うのです。

一つは、宮崎、三重、島根、福井と各地を回つて、こういう農家の皆さん、土地改良区の皆さんあるいは県や市町村が要望をされるのは、特別会計の金利が何とか下がらないか、七一では五までは無理としても六%ぐらいに何とかならないかといふ非常に強い御要望があります。私は、この利子の状況からして当然であると思う。

第二は、償還年限をぜひひとつ延期をしてほし

い。例えば、先ほど局長の答弁がありましたが、詳しいことは申し上げませんが、十五年、三年割を置きで七・一%の場合、これは現行ですが、これに比べて二十年、三年据え置き、七・一とした場合では、五万五千円が四万四千円になるという推計が農林省から出されている、単純じやないと思いますが。そしてそれは八割で、大体やれる。これは農水省が大蔵省に要求している資料ですからそのとおりだらうと思います。もし償還延期によって今体はふえても、毎年返していくところの天井は低くなるわけですから、一万数千円が償還年限の延期によって可能となるならば、農家の経営にかなり寄与することができると私は思います。こういう意味の償還年限の延期、これはどうでもひとつやつてもらいたい。

私は、なまほんかなことじやだめだと思うのです。私も大蔵省の主計官に、去年の秋も冬も、晩にも行って会って話をしましたが、理解はかなりしておりますが、なかなか壁は厚い。農林省も今まで努力をしてもらつたことは承知はしておりますが、本腰を入れて大臣、局長、やつてもらいたいと思います。これらについての見解をお伺いしたい。

○井上(喜)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、坂井北部の受益農家の負担金はまだ最終的には決まってないわけでござります。坂井北部地区の農家の現況等を考えまして、県を中心的に調整中と聞いておりますので、私どもいたしましても坂井北部の地元負担金が円滑に償還され、すように期待しているところでございます。

また、国としてどのように対応していくのかと、いうことにつきましては既に大臣からお答えいたしましたところでございますが、最近のような財政状況でござりますのでなかなか難しゅうございますけれども、私どもいたしましても今後さらに努力をしてまいりたいと思います。

今、具体的に御指摘になりました金利の問題、償還期間の問題ありますけれども、いずれもなかなか難しい問題でございますが、私どもいたし

ましてはできますところにつきましてはぜひ償還条件の緩和ができますよう努力を払っていきた
い、このように考える次第でございます。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。

お話を聞いて実情はよく理解できます。そんな
ことで、実は今年度何とかしたいということで局

長みんな努力したのですが、なかなか財政当局の
壁が厚くてできなかつたということでございま
す。

今おっしゃつたことについては非常に難しい点
がござります。例えば金利等特にそうだと思います
が、償還期限の延長を含めて最大限の努力をいた
したい、こう思つております。

○辻(一)委員 これはぜひ大臣、局長、頑張つて
ください。我々もその面ではバックアップは惜し
まないつもりでありますから。

宮崎や三重、益田を回つて、私は県や市町村も
なかなか努力していると思うのです。公に県がど
ういうようにといふことは、条例の点、いろいろ
努力している点、市町村のその中身を今申し上げ
る時間もないしこれは避けたいと思いますが、県
も市町村も、農家の苦労の中ができる限りの努力
をして何とかやっていこう、こういう構えを見せ
ております。

例えば福井県でも、新聞を見ると、県議会で県
知事は、非常に償還が厳しいので苦慮している、
しかし、有数の高い水準に整備されたんだから何
とかこの中で中核農家が育つよう、やれるよう
しなくてはならない、よその県の努力も参考にし
ながら県としても一生懸命やつていきたい、こう
いう旨を答弁しているのを私は拝見しました。各
県を見ても、知事の皆さんも県も市町村もいろいろ
な努力をしておると思うので、どうか県、市町
村、土地改良区、そしてそれにあわせて国も今御
答弁のような趣旨でぜひ頑張つていただきたい、
このことをもう一度要望いたしておきたいと思
います。

それから、今日の特別会計のこういう経験にか
んがみて、場合によれば国営の土地改良は、急ぐ
すから一般会計でやる、こういう組み合わせに

ところは特別会計でやる、しかし時間をかけてや
るところは一般会計でやつてみるというような組
み合わせもこれから考えられていくていいのでは
ないかと思います。そういう点も要望としてあり
ます。この点については農林省は一体どうされ
るのか、お伺いいたしたい。

○井上(喜)政府委員 ただいまのところ、農用地
開発事業につきましては一般会計と特別会計、二
方でやつていくのが原則でございますが、ただ
いま御指摘がありましたような問題がございま
す。今のような財政事情でござりますと、一般会
計でやりますとかなりの時間がかかるわけでござ
います。そういうことで、昭和六十年度からは一
般会計の地区にも部分的に特別会計方式を導入す
ることを考えておりまして、一般会計地区の中で
基幹的な施設でその完成までにかなり期間を要す
るような事業につきましては、集中的に財投資金
を投入いたしまして、早期に完成いたしまして効
果をなるべく早く出していく、こういう考え方のも
とに、これを部分特別会計と言つておりますけれ
ども、一般会計の中に特定の施設につきましてそ
ういう特別会計方式を活用していくことを考えま
して、全体としての事業効果の早期発現を図つて
いく、このようにいたしたいと思っております。

○辻(一)委員 それは手続的にどういうようにし
てやりますか。法案の一部なのか、政令でいくの
か、どこで決定すれば進むのか。

○井上(喜)政府委員 政令改正することによりま
して一般会計地区に部分的に特別会計方式を導入
することが可能でございます。

○辻(一)委員 それは省令で、閣議決定ですか。

○井上(喜)政府委員 政令でございますので、閣
議で決定する必要がございます。

○辻(一)委員 これもやはり今御答弁のようによ
り、堤防とか頭首工のような早くやらなければ
いけぬところは金利が多少高くても特別会計でや
る、これは県の方に考えてもらうといいと思うの
ですが、同時に水路、面工事等は時間がかかりま
すから一般会計でやる、こういう組み合わせに

よつてより効率的な運用が可能になるのではない
か、こう考えておりますので、それを十分詰めて
取り組んでいただきたいと思います。

最後に、畑作における水を本当に使つてのから
まだおくれておると私は思いますが、そういう意
味で、二千六百ヘクタール、日本でも畑作として
はかなり広範な地域ですから、あの地域に、例え
ば国立試験場の分場あるいはそれに準ずる施設、
あるいは地元に対する研究委託とか、こういう形
で畑作かんがい農業の研究施設の強化が必要であ
ると思いますが、これについては何か考えはあり
ませんか。

○井上(喜)政府委員 農用地開発事業をいたして
おります地区につきましては、そういう造成事業
と並行いたしまして営農の経営指導というのが必
要でございまして、現在県におきます農業改良普
及組織が中心になって検討をいたしているところ
でございます。当坂井北部丘陵地域におきまし
ても、そのような考えのもとに関係機関が緊密な
連絡をとりまして當農指導体制の整備をいたして
いるところでございますし、また、當農指導に関
連する種々の補助事業も実施をいたしているところ
でございます。

具体的には、福井県が坂井北部丘陵地域に設置
いたしました福井県農業試験場坂井丘陵畠作研究
室がございますが、この研究室に対しましては、
機械装置あるいは研究費等について新しい當農技術確立のための助成を種々行ってきているところ
でございます。

これにつきましては、構造改善局ばかりでなく、
技術会議等を含めまして幅広い助成をいたしてい
るところでございまして、確かに新しく造成いた
しました地域につきましてはこういった當農指導
と試験研究というのが必要だと思います。

○辻(一)委員 これで終わりますが、水産庁と林
野庁に漁業、林業関係について一、二点伺いた
いた

かつたのですが、また一般質問に移します。どう
も失礼いたしました。

○島村委員長代理 細谷昭雄君。

山形県で発生いたしました不正規流通米売買事
件に関しまして、食糧庁は三月三十日、山形県食
糧株式会社に四週間、株式会社矢萩商店に二週間
の集荷業務停止処分をいたしました。山形県も同
様に同期間の販売業務停止行政処分を発令したの
であります。私は非常に甘い処分ではないのか
ということをまず指摘したいと思うわけであります。

と申しますのは、この山形県食糧という会社は
以前に丸紅モチ米不正事件に関与いたしました前
歴もあり、しかも全糧連の金山国次郎会長が設立
当初の社長でもあり、現に相談役という会社の役
員に名を連ねておる。現社長とはおじ、おいの間
柄にある。今、この事件を政官財の癒着によるの
ではないかといふような指摘をする向きもありま
すし、私はこの問題について、金山氏を含めて会
社の社会的な責任、役員の社会的な責任というも
のを問わなければならぬ、このように思うわけ
であります。お考えをお聞かせ願いたいと思
います。

と申しますのは、この山形県食糧という会社は
以前に丸紅モチ米不正事件に関与いたしました前
歴もあり、しかも全糧連の金山国次郎会長が設立
当初の社長でもあり、現に相談役という会社の役
員に名を連ねておる。現社長とはおじ、おいの間
柄にある。今、この事件を政官財の癒着によるの
ではないかといふような指摘をする向きもありま
すし、私はこの問題について、金山氏を含めて会
社の社会的な責任、役員の社会的な責任というも
のを問わなければならぬ、このように思うわけ
であります。お考えをお聞かせ願いたいと思
います。

○石川政府委員 御指摘の山形県の事案でござ
いますが、特定米穀の集荷販売の許可を持つており
ます業者が、本来特定米穀だけを集める権能しか
与えておりませんのに、主食に当たりますよう
米をかなり継続的に、かつ量におきましても百ト
トンを超えますものを集荷販売をいたしたという事
案でございます。

私どもそういう事案の重大性にかんがみまし
て、過去に行いました行政処分ということも十分考
えまして、いわばその量刑と申しますか、処分の
重さを決めたわけでございます。

過去におきましては、初犯で、ある程度のもの
については一週間程度、それから重かつたもので

も、正規の許可を持ちながら違反行為をしたといふもので三週間程度のものでございましたけれども、今回の事案につきましては、特に今御指摘のように過去に一度そういう経験があつたわけござります。したがいまして、同じ行為を行つたわけでございますが、片一方の矢萩商店といいますものは初めてやりまして、それに対し二週間ということをやつたわけでございますが、これは刑法等でも、御承知のように再犯というは二倍を超えない範囲で、いわば上限として二倍というような考え方もございます。

主食であります、かつ我が國農業の基幹作物でございます米については、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体しまして、国内産で自給する方針を堅持する考え方でございます。

それからもう一つの問題は、今の食管予算が大幅に削減され職員の士気が低下しているが、的確な米の管理ができなくなっているのではないか、こんな御質問だつたと思います。実は、これは基本的に国民の理解を得ながら食管会計を健全に運営していくため、人員・予算ともにその改善合理化を図っているところでございますが、食管制度の円滑な運営に必要な人員・予算は確保されていふと考へております。いずれにいたしましても、食管制度の適切な運用により適正な米管理を行つてまいりたいと考えております。

○細谷(昭)委員 次に、今回提案されました金融三法についてお尋ねしたいと思います。

これは、これまでの農政を大きく転換させるということを意図しているのではないかというようふうに思ひますが、まず、その点をお伺いしたいと思ひます。

具体的に申すならば、これまでの農政は補助事業と制度金融を両輪にしながら政策誘導をしてきたというように思います。今回の改正の基本的な考え方は、財政当局の指摘もこれあり、財政的見地から、補助事業の見直し合理化の名目で整理縮小し、融資に切りかえていこうとしている、このように考えるのでありますけれども、日本農業の現実から考えますとこれは後ろ向きの対応になるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○閣谷政府委員 補助から融資へという問題についてのお尋ねでございますが、全体的には補助金の対象というの従来からおのずから限定がございまして、共同的に、あるいは生産者団体等が大規模に設置するもの、しかも相当先駆的、モデル的な波及効果の期待されるもの、あるいはリスクの大きいもの、こういうような基準で補助事業の

対象とし、また私どもも、今後とも補助事業としては、例えば稻作で申しますと地域のモデル的な拠点になるものとかカントリー・エレベーター等の地域稻作の拠点になるもの、こういうものは補助事業として取り上げていくわけでございますが、今回、融資方面で対応すべきというふうに考えましたものは、先駆性、モデル性、こういうものはあらけれども、いわゆる奨励、普及の段階を脱して、むしろ個別経営で導入すべきことが適当であるもの、そういうようなものはやはり融資で対応した方がよろしい。

くなつてサービスにうんと金を支出した結果、そこから出た赤字、こういうものをいろいろ総合しますと、現在大変な苦しい農協経営になつておる。五千万から六千万の予算上のやりくりができるない部門が出てきた。

それにかかる収益事業はないということです。それを始めたかというと、農家負債の整理を始めたことを得なかつた。この農家負債を整理するといふことになりますと、どうしても田んぼを担保に取つてそれを売らなくちやいけない。その農協で取つたところの田んぼというものが買ひ手がつかないというのです。一反歩二百二十万という相場であつたそうです。これが昨年は百七十万に下がり、現在は百四十万から百五十万でないと売れなくなつた。それほど稻作農家の価値が下がつておるというのが実態であるといふに組合長が指摘しておるわけであります。

私は、このような水田稻作地帯の一般的な窮状にとつて、現在提出されております一連の金融政策というものが有効に働くものであろうかという点で、極めて疑問に思つわけであります。投資意欲を持つ層がどの程度あるのか。例えは、近代化

○後藤(庶)政府委員 農業近代化資金の貸出実績につきましては、近年停滞をいたしておりますことは御指摘のとおりでございますが、これは打ち続く灾害というようなこともござりますし、あるいはまたいろいろな農業関係の投資が一巡をしたが、いかがでしょうか。

資金が限度額を倍にしたわけですが、昭和五十二年をピークにして借入希望者はどんどん減少しておる、このことからも、対象者はごく少數の富農層に限られるのではないか、このように思います

というふうなこともあります。全般的にまた農業をめぐる状況が非常に厳しくなっている中で、農家が投資という面に対してもかなり慎重になつてきているというようないろいろな要因があろうかと思つておりますが、しかし、反面では農業近代化のためのいろいろな設備投資のための需要といふのは、これはこれで、決して富農層に限るとい

○細谷(昭)委員 その点は認識がちょっと違うようですが、だれでも借り入れができるという近代化資金がございます。この近代化資金の場合、限度額の倍額引き上げ、こういうものが過剰投資につながっていかないのかどうか。今農協では窓口規制が非常に厳しくなっております。こ

れば当然なることは思うのですか。この点で過剰投資にならないといふ、悪循環を断ち切るという意味で十分対応を考えていらっしゃると思うのですが、どのような対応をされますでしょうか。

○後藤(康)政府委員 私ども制度金融を預かっております行政の立場から申しますと、農家の方にいろいろ借りていただける資金を予算なり制度を整えましてつくることは直接にできるわけでござります。

そして、そういう面で、前回昭和四十八年に限度のアップをやりまして以来、物価も上がってお

りますし投資も大型化をしてきてる、また、普通の限度で対応できない場合に、大臣特認ということで特に認めた場合には特例の金額の貸し付けができるわけですが、こういうものの件数もふえているというようなことで、今回限度額を二倍に引き上げることにしたわけでございますが、実際にそれが農家にとつても有効に活用され、また融資機関にも返済等の点で問題が起きないようにするというためには、事前の審査あるいは事後の指導ということが何としても必要なわけでございま

この辺になりますと、やはり借入者であります農家の経営の実態をよく知つております融資機関、あるいは地元の市町村でござりますとか県の普及所、こういった方々の連携によりまして、適切な審査なり事後指導が行われるということが大事でございまして、この点につきましては、近代す。

化資金制度ができましてから、公庫資金に比べますと制度のいろいろな縛りは制度金融としては比較的少ない近代化資金でございますけれども、十分注意をするようにということを通達もいたしておるわけでございます。

今後ともそういう面での指導は、また今度の制度改革に伴いまして十分努力をしてまいらなければいけないと思っております。

○細谷(昭)委員 これは、大臣もどうかひとつ聞いておいていただきたいと思うのです。

これまでの農家負債というものは、考えてみますと、制度資金の部面では、借り入れも厳しいけれども返済の取り立ても大変厳しいという面を持つておりますので、制度金融についての固定負債というのには余りないというのが実情であります。問題は、この制度資金の返済に農家が系統資金を借りかえるというのが極めて実情としては多いわけでありまして、したがって、農協のプロパーによるところのいわゆる返済不能の不良債なり固定負債というのがふえていくというふうに我々は見ておるわけであります。プロパーによるところの系統資金といいますのは、安くても八%以上、八・五%といった金利でありますので、どんどん借りかえしていく、膨らんでいくわけです。

そうして、結局田んぼが担保に入っているという格好になつて、先ほど申し上げましたとおり、農協もどうにもならなくて結局は処分をする、競売に付する。我が方のあるかなり大きい農協では、それが余りにも多くなつて売れなくて、せんだつてその責任をとつて農協の組合長が辞任をさせられたということまで起きておるわけであります。

今欲しいのは何なのか。むしろこういう固定負債を整理するための整理資金制度が稻作農家にとって最も欲しいのではないか、農協にとつてもとつて最も欲しいのではないか、このよう思つわけであります。一般稻作農家の固定負債整理資金といふのを検討すべき時期に来ておる、段階である、このように思つわけでありますけれども、そのお考えはないのかどうか。

○後藤(康)政府委員 借り入れを行ひます農家の方々が、無理なく計画的に借り入れをされまして、当初の借り入れの目標を達成できますように、融資機関も資金の貸し付けに当たつて、先ほど申し上げましたように的確な審査なり適正な事後指導を行なうことが基本でございます。私どもも、関係機関あるいは都道府県、市町村にもそういうことでお願いをしているわけでございますが、確かに農家が予期いたしません経営困難に遭いまして、計画どおりの償還ができないというような事態が生ずることもこれまた間々あることでございまます。

当委員会におきます今までの御質疑では、どちらかといいますと畜産関係の負債が問題になつておきましたけれども、これにつきましては、今回の畜産物価格の決定とも関連をいたしまして、五年前の最終年に当たります昭和六十年度に、酪農の負債整理計画に關します最後の対策といふことで利子補給金の拡充をやる、あるいはまた肉用牛の畜産物価格の決定とも関連をいたしまして、五年前の最終年に当たります昭和六十年度に、酪農の負債整理計画に關します最後の対策といふこと

がござります。もう七〇%を占めておるという状況でございまので、農外収入の方でカバーしておるというのが実情だと思つのです。したがつて、実際に、ほかの部門と違いましてそれだけでストレートに負債に出でこないという問題がございまして、極めて落差が多い、専業的なほど負債が多くなる、こういう実情だということも踏まえていただきたいというふうに思います。

次に、改良資金の問題についてお尋ねしたいと思います。

これまでの技術導入資金を四部門の柱に作りえたわけありますが、その場合に、土地利用型の稻作、麦作、そして蔬菜、こういう部門というものを柱にはしておらないわけです。「その他(從来の技術導入資金)」ということになつておるわけですが、これは、稻作部門ないしは麦作、畑作といふおつしやつたわけでございます。

これが、農家の借入金が平均で百八十八万、貯蓄が千三百二十八万といふことでございますが、経営部門別に稻作單一經營というようなものを経済調査の中から抜き出した集計でござりますと、借入金の平均が百三十三万、貯蓄が千三百三十一万といふふうなことで、ならしてみますと、経営部門別には負債の問題が比較的少ないので、稻作の問題にはなるわけでございます。比べまして、

入資金につきましては、先生よく御承知のとおり、米麦、畑作関係につきましても、例えれば生産組織育成資金でござりますとか、経営転換等推進資金、地域農業技術導入資金、これはいわゆる知事の持認的な資金でございますが、そういうことがござりますし、稻作等についても、先駆的に導入すべく技術課題につきましてはこういう資金で今後とおも対応していく、こういうことでござります。

今回拡充される部分が畜産、果樹、野菜、養蚕、この四部門にておるのは、これらの部門が、それぞれ最近の動向から見ますと、生産方式改善ということでかなりいろいろ生産の再編成なります。

○細谷(昭)委員 今、局長からお話しいただきましたが、平均の負債といふのが稻作部門は割合に少ないということですが、稻作農家の実態を見ますと、二兼、第二種兼業というのが大部分でござります。もう七〇%を占めておるという状況でございまので、農外収入の方でカバーしておるというのが実情だと思つのです。したがつて、実際に、ほかの部門と違いましてそれだけでストレートに負債に出でこないという問題がございまして、極めて落差が多い、専業的なほど負債が多くなる、こういう実情だということも踏まえていただきたいというふうに思います。

次に、改良資金の問題についてお尋ねしたいと思います。

これまでの技術導入資金を四部門の柱に作りえたわけですが、その場合に、土地利用型の稻作、麦作、そして蔬菜、こういう部門といふものを柱にはしておらないわけです。「その他(從来の技術導入資金)」といふことになつておるわけですが、これは、稻作部門ないしは麦作、畑作といふのは、もうすべて最高の技術水準にあるといふふうにお考えなのか、それとも投資価値の点からかにしていただきたいと思います。

○細谷(昭)委員 今回の改正で設けます生産方式改善資金でござりますが、これは従来の技術導入資金、能率的な農業技術の導入、これを含めまして、それをさらに拡充して生産方式改善資金、こういうことにするわけでござります。この技術導入

大きい農家の農地の流動化が進みつつあるというふうに考えておりますが、なおまだ目標とするところには達していないという現況かと思いま
す。

○開谷政府委員 営農指導の問題でござりますが、改良普及事業としましては、從来から農業改良資金の貸し付けの決定は普及所等の意見に基づいては、そういう農地流動化対策の一環として考えたものでございまして、本年度につきましては十億円の規模を予定しております。これを面積に換算いたしますと大体五百から七百ヘクタールくらいの規模の流動化に役立つのではないかとうふうに見ております。何といいましても本年度は初年度でございますので、私どもは当面全体の規模は六十億程度と想定しておりますけれども、ことしの状況等を見ながら漸次規模拡大に役立つようなる形で今後とも充実していきたい、このように考えておる次第でござります。

○細谷(昭)委員 改良資金というものは、無利子で非常に有利な、補助事業と融資の中間、どちらかというと補助に近い、こういう性格を持つておる制度金融だと思いますが、貸し付けの目的からしましても當農指導の裏づけが不可欠の条件でもあります。改良普及所の指導の問題、予算にどう連動しておるか、これは先ほど神田委員から同じような質問がございましたので私もその点はある程度承知しておりますけれども、當農指導の枠外にあるのが流通や価格の問題でござります。市場開拓や価格形成といったものの不安がある限り、なかなか投資意欲がわかないというのも実情であります。

流通政策や価格政策、これいかんによつてはこの融資は極めて難しいものになつていくと思いますけれども、この側面の支えをどういうふうにされるのか。これは簡単にできないと思います、流通政策なり価格政策ですから。この指導部門と相まつて、この制度に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

いて行う、あるいは貸し付け後も営農指導を行なうということをございまして、その営農指導なり貸し付けの際の経営審査の一環として、先生のお話にございましたような流通面、価格面といふか、そのできました生産物の出荷による所得なり経営面の安定、単なる技術面だけではなくてこういふ面につきましても十分審査をする、こういうよくなことにできるだけ配慮するようにいたそうと考えております。なお、この体制につきましては、人面では難しいわけでございますが、総合的な改善指導のいわゆる指導事務費的な、活動費的なものは六十年度予算において若干拡充するようになります。

家規模はどこら辺まで達成される見込みでありますか。この二つの面、一〇〇%というのはちよと難しいわけであります、この見通しについてお伺いしたいと思います。

○関谷政府委員 御引用になりましたのは「八〇年代の農政の基本方向」の推進について」という農政審議会の報告でございます。従来の農産物の需給面だけではなくて、農業構造についても一つの見通し、展望を持とうということで、ここに書いてございますのは、目標というよりは、むしろ性格としては試算、こういうようなことが断つてあるわけでございます。

その中で、中核農家七十万戸、あるいは稻作主業農家の耕地面積、都府県の場合五ヘクタール程度、こういうことが書いてございます。この辺の見通しを立てます場合の根拠となりますが、これは、

同じ試算の中にござりますが、昭和五十六年から六十五年まで十年間の農地流動化面積を九十万ヘクタールと見込みまして、その相当部分、かなり割合の高い部分をこういう中核的な農家にいわば方向づけをして集積をさせる、これはもちろん所有権移転もございますし利用権設定もございまして、それによりまして七十万戸程度の農家に耕地全体の中の六割程度の農地を集積する、こういうことを展望したわけでござります。したがいまして、こういう展望の実現については、従来の農業調査あるいはセンサス等で見ますと、御承知のように、最近ですと大体二ヘクタールから二・五ヘクタール以上の農家が、これは都府県の場合で若干増加する、年率ただの一%にも満たないような遅々たる状況でございますが、そういう傾向は見られております。

政策努力によって、こういう程度の目標を何とかそれに近づけていくことは可能ではないか、そういう性格を持っている試算であり、展望であるというふうに考えております。

○細谷(昭)委員 東北六県の流動化率というのは非常に低いわけであります。平均で一・六%、私の住んでおる秋田なんかはわずかに一・七%、東京に近い福島県が三%程度ですから、押しなべて離れば離れるほど農地流動化は低いということになるわけであります。資金の全国調整機能の創設で、補助から貸し付けに変わらるわけであります。東北各県は、こういう面からしますと返納や実績減というふうなデメリットがありますので、大変に困るわけであります。自主納付というのは、文字どおり全く自主納付でありますと、返さなくていいなんということは公的な席では言われないでしようけれども、大変困つているというのが実情でありますので、この点はどのようにお考えを持つておるでしょうか。

○関谷政府委員 自主納付につきましては、先生のお尋ねの中にございましたように、文字どおり自主納付でございまして、各県の御理解に基づいて財政資金の効率的な利用に御協力いただき、こういう趣旨で今回の改正で自主納付の道を開いたわけでございます。

これは、私どもとしましては、従来各県の特別会計の中に繰越額といふか剩余金的に、簡単に言えば資金が活用されないまま残っている部分を、何とか自主納付ということで御協力いただく、こういうことで、全國的には十六億円を少し超えますくらいの自主納付の見込みを計上いたしております。

いずれにしましても、各県としてはむしろこの際こういう線に御協力をいただいて國に納付いただいて、まさに今度の改正のねらいでございます特別会計におきます資金調整によりまして、また改めて県の資金所要額については國から新しい制度の貸付額として処理する、こういうような、まさに国と県が両者一体となりました資金の効率的

利用ということで何とか御協力いただきたいということでおざいますので、地域的には先生お尋ねのような事態にございますが、反面、私どもそれが地域での資金需要については今後とも十分対応する、むしろそのためにこそこういう資金調整に御協力いただき、こういうことで、十分留意しながら指導してまいりたいと考えております。

○細谷(昭)委員 最後に、大臣にお尋ねしたいと思ひます。

先ほど 食糧庁の士気を鼓舞するためには大臣は特段の管理行政についての御決意をお伺いしたはずなんですが、これもちょっと聞き漏らしめた部面がありますので、人員の整理、予算の削減、こういうものに対しても、大臣がこれ以上とにかく食糧庁の圧縮、こういったものに対しては強い決意で臨むという決意をお聞かせ願いたいと思います。

それから、あわせてお伺いしたいと思うのですが、政府の農政の基本というものは、私は、日本農業の規模拡大によってコスト減をしながら、ECに追いつきECを追い越せ、こうしたことによつて、農基法以降、農業保護論などいろいろある中でも、曲がりなりにも政策的な補助による事業と政策融資によって中核農家づくりというものをやられてきたのだらうというふうに思うわけでござります。

それで、政府の目標どおりになかなか進まないということでも現実でございますけれども、それは目標に至る構造改革の中での、何といいましても規模拡大をした後の余剰労働力をそれぞれの地域でどう受けとめるかという、生活を保障する面といふものが極めて弱いということに原因があるのではないか。政策遂行の最も障害になつておりますのが、結果的には小農切り捨てということにつながつておるという問題でございます。ここから、いわゆる一般的な二兼農家が極めて多いという稻作農家の現状の中では、農政不信というものが醸し出されてくるのは私はよく理解できるわけあります。

大臣は基本農政というものをここに辺りで真剣に練り直すお考えはないのか。二兼農家という一般的な農家にもう一度光を当てていく。日本の農業というものはアメリカの農業や他の國の農業とは違うのだ、現実に當々孜々として働いておる、農業の収入が減る分を必死に農外収入で支えていくと、いう二兼農家を中心に、農業を再編成していくと、いうお考えというのがどうしても必要だらうと思ふわけであります。

先駆的、モデル的なものであることとしておるのであるが、借り受け者についても技術上、経営上の能力と意欲を有することが必要であると考えております。

そんなことでございまして、このような能力と意欲を有する者は、通常、農業に主として従事し、規模拡大や土地の効率的利用を志向する中核的な手になり得るものであると考えております。そんなことで、実は零細小規模農家につきましては、也或るみで抱えて、そして農業をしていく

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案、森林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の各案に対する審査を施行

大臣は基本農政というものをこころ边で真剣に練り直すお考えはないのか。二兼農家という一般的な農家にもう一度光を当てていく。日本の農業というものはアメリカの農業や他の國の農業とは違うのだ、現実に嘗々孜々として働いておる、農業収入が減る分を必死に農外収入で支えていくと、いう二兼農家を中心いて、農業を再編成していくこというお考え方のがどうしても必要だろうと思うわけであります。

日本農業を再建し、日本人の食糧は今後すべて日本の農家がつくつていかなければいけない、そういう時代がもうすぐそこにやつてきておるわけありますので、安全でしかも価格が安くて質のいいものを消費者に提供するということに全力をあげ尽くすということはもちろんございますが、そのためには、今申し上げました一般の二兼農家、ここを中心にながら、今までの日本の農政、中核農家をつくつていかなければいけない、そういう点での軌道修正をしていく時期ではないか、こんなふうに私は思つておるわけであります。

今回の金融三法は、あくまでも今までの路線を何とかして突つ走ろうという傾向がございまして、私はそのために多くの小農の皆さん方が置き去りにされる危険を持つているというようになりますので、大臣の今後に臨む基本的なお考え、このことをお聞きしたいと思うわけであります。

先ほどの食糧庁の士気を鼓舞するという点と二つの点を最後にお伺いしたいと思うわけであります。

先駆的、モデル的なものであることとしておられるので、借り受け者についても技術上、経営上の能力と意欲を有することが必要であると考えております。そんなことでございまして、このような能力と意欲を有する者は、通常、農業に主として従事し規模拡大や土地の効率的利用を志向する中核的な手になり得るものであると考えております。そんなことで、実は零細小規模農家につきましては、地域ぐるみで抱えて、そして農業をしていくこんなことでございまして、毛頭切り捨ては考えておりません。

○細谷(昭)委員 これで質問を終わりますけれども、これから構造政策を考える場合に、欠落しておる部分というものは、大型農家をつくつた反面で余った労働人口といいますか労力を、農業内なり農外なり、その地域にとどめてどこに就学させるか、その構造的な部分というのがどうして弱いということを指摘されておるわけあります。

今のような工場誘致、農村工業の誘導、そういう手法だけではなかなかできない。東北の場合は白河の閻を越えられないという状況であります秋田や青森、山形、岩手というあそら辺まできちんと、男子型企業といいますか、出稼ぎをしながらともそこで働く、ある程度の一定の収入を得られるるるということであれば、今の政府の政策といふのは肯定することができます。そこには辺の問題が欠落しておる。したがって、そこが少しに今のような金融三法をいかに推進しても、それがどうしても疑問をぬぐい得ないのであります。どうかその点、大臣も我々も一緒になって真剣に取り組んでいきたいと思いますし、政府としてもその点の御努力をお願いしたいことを最後に上げまして、質問を終わりたいと思います。

○田名部委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後二時十七分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

内閣提出、農業改良資金助成法及び自作農創設
特別措置特別会計法の一部を改正する法律案、農
林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農
業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の
一部を改正する法律案の各案に対する審査を続行
いたします。

本日は、各案審査のため、参考人として全国農業
業協同組合中央会常務理事櫻井誠君、全国漁業協
同組合連合会副会長池尻文二君、農林中央金庫専
務理事赤羽昭二君及び全国森林組合連合会会長喜
多正治君、以上四名の方々に御出席をいただき、
御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上
げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を
いただきまして、まことにありがとうございました。
参考人各位におかれましては、各案につきま
して、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を
お聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存
じます。

次に、議事の順序について申し上げますが、櫻
井参考人、池尻参考人、赤羽参考人、喜多参考人の
順序で、お一人十五分程度御意見をお述べいただ
き、その後、委員の質疑に対しお答えをいただき
たいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委
員長の許可を得ることになります。また、
参考人は委員に対し質疑することはできないこと
になっておりますので、あらかじめ御承知おき願
いたいと存じます。

それでは、櫻井参考人にお願いいたします。

○櫻井参考人 全国農協中央会の櫻井でございま
す。

金融三法の改正法案の審議に当たりまして若干

意見を申し上げたいと思うわけであります。

御承知のとおり、系統農協におきましては五十七年の全国大会におきましてこれから農業振興方策というものを策定し、現在実践をいたしておりますが、その重点といたしましては、特に地域

當農集団の育成あるいは土地利用型作目、稻作におけるコストの二割減あるいは農協全体で中期的な見通しを持ちまして地域の農業振興を図ります地域農業振興計画の策定、実践、あるいは主要な農産物につきまして農家、農協の生産意向を積み上げまして需給の計画化に資したいといふことで、全国生産販売計画の策定といふような仕事を進めてまいっております。若干は前進をしつつある、こういうぐあいにみずから評価をいたしておりますが、一九八五年になりまして、さらに五年後を展望しながらこれらの農業、農村の振興をどうやって図るかということを、現在、ことしの秋の三年に一回の大会を控えまして作業を進めておりますが、

一つの大きな課題として考えられますのは、特に輸入農産物が増加をしてまいっております。そういう中で穀物食糧の消費が停滞をしておる。また、国民の農産物の消費志向もだんだん変わつてまいりまして、健康、安全、あるいは本物、手づくり志向というふうなものも高まつてきておるわけであります。となりますが、第一番の課題は、良質な農産物を低コストで、しかも計画生産をやつて供給をし、国内農産物の消費を拡大するということがないかと考えております。

二番目の重点課題は、特に地域内の諸資源、具体的には労働力、土地、機械、施設、それらの資源につきましての有効利用が現在困られていない、農地の遊休化も進んでおる、機械、施設の効率利用も図られないといふ現状がございまして、経営条件に適合した農業経営の確立を図りたい。

それから、三番目の重点課題として考えておりましてのは、労働力の高齢化あるいは定年時帰農者が増加をする、若者が余りいない、あるいは過疎が増加する、いかにして農村社会をつくらかというふうな重点課題、以上三つぐらいを現在考えまして作業を進めております。

では、具体的にどういう点に力点を置いて方策を考えておりますが、一つは、水田農業の複合化を推進をしたいということをございます。特に當農集団によります複合化、あるいは畜産農家耕種農家との地域複合、こういったものを促進をいたしまして、水田におきまして転作作目の經營觀点から見ました定着化を図つていただきたいということでござります。

それから畜産関係におきましては、特に林野の利用拡大によります子牛の生産費のダウンあるいは飼料作物の増大、肉牛の地域内での生産一貫体制の確立あるいは適正な規範によります畜産經營の健全化。

また、園芸におきましては、品目、品種の複合を推進いたします圃地あるいは經營の確立といふふうなことも考えていただきたい。特に園芸におきましては品質の向上、それからコスト低下が大事ではないかと考えておるわけであります。

それからもう一点は、系統農協全体として農産物の需給調整対策、計画生産を進めてまいるわけでもありますけれども、アウトサイダーに対する規制といますが、これが極めて大事である。今回

の特産物の開発、農産物の加工の推進、また地域産業を興しまして就業の場を確保する、それから若い人材を育成をし確保しよう、さらには都市と農村の交流をもっと深めたいといふなことで、いかにして農村社会の活力を向上させまして地域も拡大をする、こういうことでございまして一般的に農村の活力が低下をしておるのではないでございますが、いかにして農村社会の活力を向上させまして人間連帶の農村社会をつくるかというふうな重点課題、今申上げましたよな今後の農業、農村振興の重点課題に対応いたしまして、国の政策もまた制度金融におきましても役割が確保され、前進をさせていかなければいかぬ、こういうふうに考えるのは、非常に考えます。特にこれまで公庫資金につきましては、基盤整備を中心いたしまして長期の低利融資を図つていく、また近代化資金につきましては、経営の安定向上あるいは運転資金供給等で役割を果たしてきたのではないか。それから農業改良資金につきましては、新しい技術の導入等につきまして農家がこれを積極的に導入をするということで、それぞれ三つの制度金融は役割を果たしてきたといふに考えるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたような今後の重点課題に沿いまして、さらに一層の前進が確保されなければならぬ、こんなふうに考えておるわけでござります。

そこで、まず今回の法改正でございますが、第一点の農林漁業金融公庫法の改正の問題でござります。

これにつきましては、貸付金利の見直しの問題あるいは総合施設資金の対象範囲の拡大あるいは三・五%資金の一部五%資金への引き上げとか、あるいは加工開発資金の創設といふなものが提起をされておるわけでありますけれども、本来公庫資金は、先ほど申し上げましたように基盤整備中心に長期低利の資金を供給する、こういうのが使命でございまして、私どもは三・五%資金がどうなるかといふことでこれまで要請もし、その後の経過も注目をいたしておったわけでありますけれども、三・五%資金につきましては、その大部分が維持確保されたという点につきましては評価

ができるのではないか、ただ、一部三・五%資金の五%資金への格上げでございますが、そういう点があつたのは残念なことではなかろうか、こんなふうに考えるわけであります。

第二番目の農業近代化資金の改正でございますが、四八年以来、今回初めて二倍に貸付限度が引き上げられる、あるいは五%の特別利率によりますところの地域農業総合整備資金が創設をされる、あるいは情報関係の施設につきまして貸付対象の範囲が拡大をされる、あるいは肥育牛の購入育成資金につきまして償還期限が延長をされるというふうなことは、これまで私どもが政府の方にございます。特に當農集団によります複合化、あるいは畜産農家との地域複合、こういったものを促進をいたしまして、水田におきまして転作作目の經營觀点から見ました定着化を図つていただきたいということでござります。

それから改良資金につきましては、資金の全国ブームによりまして地域間の需給のアンバラを是正しようといふうこと、あるいは最近の状態に即応しまして新しい合理的な生産方式を積極的に導入しよう、あるいは小作料の一括前払いを助長いたしまして農地の流動化に資そうということ、あるいは資金枠の拡大、こういう点から農家の要望に沿つたものと評価ができるのではないかと考えておるわけであります。

以上、三法につきまして総括的に申し上げました。厳しい財政事情の中では総体的には評価ができるというふうに考えるわけでありますけれども、依然として利子補給の抑制を図るという財政の圧力も強いと考えておるわけであります。形の上では融資の重點化あるいは改善という点が見られても、実質的に貸付枠等で後退をしては意味がないのではないかということござりますので、より一層実質的に充実をすることを政府におきましても努力をしていただきたいと考えるわけであります。

そこで、今後検討すべき問題として二、三申し上げたいわけであります。

先ほど申し上げましたように、輸入農産物がふえてくる、農産物価格の変動が極めて激しい、あ

るいは不作が続いた、こういうよつなところでいかにして農家の経営を安定させるかが大事であります。単に規模拡大を図ればいいというだけではなくて、現在の拡大された経営を安定的に維持发展させる、これが極めて大事ではないかと考えておるわけでございまして、系統農協として、地域の複合あるいは個別経営の複合、集団複合と申しますけれども、これを推進してまいりたいと考えておきましても、制度金融の面におきましても農業経営が安定的に發展できるよう、もうちょっと具体的に申し上げますと、規模拡大後の経営におきまして、各項目を含みます総合的な経営安定資金というふうなものを考え方でいいのではないか、こう思つておるわけであります。

それから二番目は、先ほど申し上げました農村地域の活性化を図る一つの手段として農産加工の振興を図りたい。これは農協みずからも積極的に取り組みをいたしていくわけでありますけれども、特に地域内で生産されます農林水産物につきまして、地場の産業が私どもの農産物を加工するという場合に、系統資金を原資とする何らかの融資制度といったものがあつてもいいのではないかと考えておるところでございます。

三番目に、現在一番大きく問題になつておりますのが農家の負債問題であります。一般的に畜産経営において問題になつておりますけれども、單に畜産経営だけでなく、ほかの耕種農業の経営においても、これまで無理な規模拡大によって経営の破綻が出てきたという点もござりますので、適正規模での経営拡大、農家の経営管理能力向上のための指導、簿記の記帳の徹底、これらからの大きな課題は、これまで無理な規模拡大によって経営の破綻が出てきたという点もござりますので、適正規模での経営協同いたしましてこれがでございまして、系統農協といたしましてこのお世話、対応ができるような、作目別の指導担当

部署を確立していくこと、で、固定化負債が出来ないような対策をまず考えていかなければならぬということでございますが、既に固定化負債が出てしまつておる経営も現に相当あるわけでござりますので、これにつきましては、各農協において農家の負債実態調査を進めまして、再建計画の樹立、実践指導に当たつてまいりたい。特に県段階、全国段階に協議会あるいは本部を設置いたしてこの問題に本格的に取り組みをいたしたいと考えておるところでございます。

したがいまして、国におきましても、特に公庫資金の中の自作農維持資金で再建整備資金があるわけでござりますけれども、これについてはさらに枠の拡充をお願いしたいと考えております。つい最近も雇用牛につきまして、三月末に農協系統原資の経営合理化、負債整理の合理化資金の創設もあつたわけでございますが、全般的にこの負債対策についての国の援助をお願いしたいと考えておるところでございます。

関連いたしまして、農業信用基金協会あるいは全国の信用保険協会の代位弁済や保険金の支払いが先ほどの固定化負債と関連して激激にふえておりまして、それぞれの基金協会、保険協会で非常に苦労いたしておりますところでございますが、基金あるいは準備金の造成について、系統自体も努力をしてまいりますけれども、政府においてもさらに積極的な支援をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、かいづまんでの私の意見を申し上げさせていただきました。ありがとうございました。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございました。

○次に、池尻参考人にお願いいたします。

○池尻参考人 池尻でございます。

与えられたテーマの公述に先立ちまして、冒頭に、现在我が国漁業が直面しております現状と課題について若干の所見を述べさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、昨今の日ソ、日米間の漁業問

題は、ここに参りまして極めて困難な問題をはらむようになつてまいりました。二百海里体制に入り足かけ八年になるわけありますけれども、これが二百海里の問題の本質といえばそれまでですけれども、我が国遠洋漁業はあすの運命がどうなるかわからないという新たな性格のリスクを背負いながら漁業をせざるを得ないという厳しい状態に直面しておるわけであります。
お手元の公述内容のとおり、我が國漁業にとりまして、石油ショックあるいは二百海里は確かに非常に歴史的な大事件でございました。それでは、このショックが到来までの漁業の状態はどうであつたかと申しますと、昭和四十年代、つまり日本漁業が拡大発展を遂げた時代、世界第一の漁業国への足取りを開始した時代でございますが、その当時、全体として、利用できる資源に対して漁獲努力量が既に過剰になつております。逆に申し上げますと、単位漁獲努力量当たりの漁獲量はどの漁業でも確実に低下をし、航海日数が長期化して釣獲率は落ちつたわけであります。
この時代には、御案内のとおり漁業金融制度がよく整備され、資金も潤沢でございましたので、漁船の大型化あるいは装備の増強が競争で行われ、漁業者は負債率の上昇でみずから体質を弱くしつつあつたわけであります。したがいまして、本来ならば今言われております生産構造の再編成というテーマ、この時期に減船等を中心とする構造の再編対策というものが私どもの手によつて打ちたるべきであつたわけでございますが、残念ながら当時は高度経済成長時代でございまして、魚価が極めて堅調であったことから、漁業者にとって事態を切実なものとして受けとめないまま、いわゆる漁業の性格がエネルギー資源の多消費型構造のまま、そこに石油ショック、二百海里という大きな重圧が加わつて現在の経営を非常に困難にしているという見方が正しいのではないかと思ひます。そして、この経営危機の打開策としまして、要するに金融対策が主軸の役割を担い、経営維持安定資金あるいは燃油対策資金あるいは国際規制

関連の資金等の緊急制度資金の措置によりまして、何とか破綻を食いとめてきたのが今日までの漁業の実態であろうと思います。

このような現状に対しまして、私どもは、去る五十八年十一月、第一回の全国漁協大会を開きました。第一回と、まだ漁協大会というのは開いてなかつたのかと疑問に考える方がありましたが、從来は臨時にたびたび漁協大会をやつておりましたが、今後私どもも全中、農協系統に倣いまして、テーマを決めて決議をしてもそれが決議のしつ放しに終わるという過去の戒めの上に立ちまして、この決議を踏まえながら、三ヵ年でどれだけの実行を示すかということをひとつ決議して、同時に実行というものに尺度を合わせて今後の漁民運動を進めようではないか、そういう意味で第一回としたわけであります。

そのときには、当然私どももこの事態の打開のために、例えは共同意識の高揚とか資源、漁場の自主的な管理、あるいは漁民みずからによつて漁業の再建、再構築を図る、あるいは漁民の負託にこたえる漁業協同組合組織の整備、そういういわゆる自己努力というものを大前提にいたしまして、政府に対しましては、いろいろ問題はござりますけれども、例えは、そこに書いてござりますように、漁業に対する基本政策をひとつ確立してほしい、あるいは漁業経営の維持安定に資するような条件の整備をしてほしい、そして第三番目に、は組織みずからとの整備と漁村環境の整備あるいは漁村福祉の充実、こういうテーマを要望して今日に至つておるわけでございます。

そういうような前提に立ちまして、ただいま上程をされております漁業近代化資金助成法並びに農林漁業金融公庫法の改正の問題に触れさせていただきたいと思います。

まず、漁業近代化資金制度でございますが、農業近代化資金におくれること八年で私どもの漁業近代化資金が昭和四十四年に発足いたしまして、今日まで続いているわけでございます。しかし、貯し出しの過去の実績を見てまいりますと、昭和

五十四年がピーク時でございましたして、千五十六億円がピークでございましたが、次第にこれが後退いたしまりまして、五十八年には六百四十五億というところに低迷いたしております。この原因は、そこにも書いておきましたけれども、漁業経営の悪化による設備投資意欲の減退によるところが非常に大きいわけでございまして、一方、四十九年度の基本的制度の改正以来既に十年の月日を経過し、この間漁船の長期間の使用あるいは漁船建造費等事業費の大幅な高騰、それから漁船の大型化、新測度法が施行されまして見かけのトン数がアップしてまいったわけでございますが、そういうふうに漁業及び制度を取り巻く情勢が大きく変化をしてまいりました。したがいまして、当然にこれら的情勢に対応した制度の改善を私ども系統組織としてはお願ひしてまいったわけでございます。

このたびの融資対象漁船のトン数の限度の引き上げ、あるいは貸付限度の引き上げ、さらには漁船の償還期限の延長等を内容とする改正案は、私どもの要望の線に沿つたものであります、ぜひ御努力にすがりたいと考えておる次第でござります。

なお、この件につきましては二つばかり要望があ

るわけでございまして、今申し上げました新測度法により代船建造がこれから進んでまいるわけ

でございますが、新法のもとでは現行で規制され

ておりますトン数よりすべての漁船が大きくなる

わけでございます。しかもそれが漁業種類ごとに

いろいろ異なるわけでござりますので、将来全部

の船が新しい法体系のもとで代船建造が行われま

したときには、せひともまたもう一遍このトン数

の上限の問題というのを見直していただきたいと

いう希望を持つておるわけであります。

それからもう一つは、いわゆる明年度の予算に

活力ある漁村の形成を図るためにいろいろの予算

措置がなされておりますが、その中に地域漁業総

合整備資金制度というものが予定されておりま

す。この問題につきましては、いわゆる近代化資金を活用するわけでございますが、私ども、漁村の活性化、我が国の周辺漁場の整備、資源管理の展開あるいは栽培漁業の普遍的な展開、計画営漁の推進、そういうものの一つの大きな柱をなす金融制度でございますので、ぜひとも将来これが十分芽生えますように諸先生方のお見守りをお願い申し上げる次第でございます。

それから公庫資金でございますがこの金利につ

きましては、三分五厘資金がアップされておるわ

けでござりまするけれども、当局の非常な配意に

よりまして、水産関係では実際的には現行金利が

おおむね維持されておりますので、この点につ

きましては厚く御礼を申し上げる次第でございま

す。

一般的に申し上げまして、確かに農業、林業が

基盤整備の資金が非常に多いわけで、私どもの漁

業、水産の関係では、いわゆる漁船設備、そういう

企業性のある投資がありますために、農林業関

係の金利と比べて漁業の金利が高くなつておるわ

けでございます。この点につきまして全国の漁業

者からたびたび不公平が漏らされるわけでございま

すが、先ほども申し上げましたように漁業経営が

非常に難渋をきわめており、また日本の漁業が再

構築を迫られておる時期でもございますので、

将来ともこの金利の負担の軽減に関しましては十

分おこたえをしていただきたいと考える次第でござります。

それから、後刻いろいろ質問があると思います

が、いわゆる不振漁協の対策でございます。

漁協信用事業整備強化対策と銘打っております

けれども、この中身は不振漁協対策でございま

す。この不振漁協対策で注目したのは、終戦後、昭

和二十六年に再建整備法、昭和二十八年に連合会

を含めた整備促進法、三十五年に漁協整備促進

法、四十二年に合併助成法と、一連の再建対策の

法律を経過してきたわけでございますが、その当

時なぜ再建しなければならなかつたかという内容

は、御案内のとおり経済の大きな変動にあります。

例えば、終戦後、魚の統制が解除になりました

後、後のタケノコのごく魚を扱う人が非常にふえた

ために、減船を中心とするいわゆる漁獲努力の削

減ということが日本の漁業にとって避けて通れな

い問題でございます。現在は遠洋カツオ・マグロ

あるいは一部のイカ釣り漁業というものがそれを

やって生じたものの再建をどうするかということ

が私ども系統組織のテーマでございました。

促進法もしかりであったわけですが、今日の時代の一つの特色は、先ほど申し上げました二百海里あるいは石油ショック、そういうようなことの漁業経営へのしわ寄せと申しますか、それを端的にいっておきましたが、これはなかなか絵に描いた

ようにならないわけでございまして、そこにも書いたのですが、これはなかなか絵に描いた

この構造再編を遂げようとしても、残る漁業者に非常に負担力が少ないという実態がございま

す。それから同一漁獲対象でいろいろ漁業の許可の種類が分かれているという問題がございま

して、そういう業種間の調整というのが一層困難でございます。例えば千葉のたもすくいのような

例を申し上げますと、そのこと自体の合理化ある

い場合は再建案を立ててみましても、問題となつてお

りますまさに網との資源の分配の問題を放置しては

なかなかいかないという問題等がござります。そ

ういうふうにいろいろと問題を包蔵しておりますので、この問題につきましては政府の方でも總

合的にいろいろな対策を考え、再編が進みやす

いようによ考えております。

それから、後刻いろいろ質問があると思います

が、いわゆる不振漁協の対策でございます。

漁協信用事業整備強化対策と銘打っております

けれども、この中身は不振漁協対策でございま

す。この不振漁協対策で注目したのは、終戦後、昭

和二十六年に再建整備法、昭和二十八年に連合会

を含めた整備促進法、三十五年に漁協整備促進

法、四十二年に合併助成法と、一連の再建対策の

法律を経過してきたわけでございますが、その当

時なぜ再建しなければならなかつたかという内容

は、御案内のとおり経済の大きな変動にあります。

例えば、終戦後、魚の統制が解除になりました

後、後のタケノコのごく魚を扱う人が非常にふえた

ために、減船を中心とするいわゆる漁獲努力の削

減ということが日本の漁業にとって避けて通れな

い問題でございます。現在は遠洋カツオ・マグロ

あるいは一部のイカ釣り漁業というものがそれを

やって生じたものの再建をどうするかということ

が私ども系統組織のテーマでございました。

二十八年の整促法しかり、三十五年の漁協整備

制度といふものが予定されておりま

す。

○今井委員長 ありがとうございました。

○赤羽参考人 私、農林中央金庫の赤羽でござい

委員長の御指名に従いまして、農林漁業系統金融の現状と制度金融の課題といったような点を中心いたしまして私の意見を申し上げ、御参考に供したいと存じます。

諸先生には常日ごろ農林漁業系統金融につきまして格別の御指導をいただいております。この機会に厚く御礼申し上げます。

農林漁業をめぐる情勢は、御案内のとおりございまして、農林水産物の消費の鈍化、価格の低迷、生産の伸び悩み、緊迫する国際経済関係等、大変厳しい情勢が続いておりますが、皆様の御支援、御指導を賜りながら、系統諸団体は、これら的情勢に対処すべく鋭意取り組んできましたところでございます。

私ども系統信用事業部門といたしましても、金融面からでき得る限りの対応を行つてまいりました。その間、長期低利の制度金融が果たしてきた役割は大きなもののがございましたが、今後もますますその重要性が加わってくるものと確信しております。したがいまして、このような情勢の中で、今般制度金融の見直しが行われますことの意義は、まことに大きなものがあると存じます。

初めに系統金融の現状について申し上げないと存じますが、まず農協系統金融について申し上げます。

我が國の農業、農村向けの貸し出しが、五十九

年三月末現在約十七兆四千億円となつております。このうち系統資金がどの程度分担しているかと申しますと、七五%に当たる十三兆円強というところでございます。また、農林漁業金融公庫が約三兆六千億円貸し出しておりまして、そのうち系統機関が約七割を受託しておりますので、それを合わせますと、我が國の農業、農村向け貸し出しの約九割が系統金融機関の窓口を通して貸し出されているという状況でございます。

このように、農業、農村向けの貸し出しを系統金融機関が積極的に担当してまいりましたが、近年成長経済の定着、農業、農村をめぐります諸条件の悪化、あるいは他の金融機関との競争激化

といったような事情によりまして、農協系統の貸し出しの伸びは全体的に鈍化してまいっております。その結果、農協の賃貸率、すなわち貯金に対しまして貸し出しの割合も低下の傾向を示しております。

私どもいたしましても、系統資金を農業、農村の振興に活用するという観点から営農ローン、住宅ローン、あるいは教育ローンなどといった全国統一型の簡便な融資の仕組みの開発普及、地場の事業資金への対応などに努力してまいりました

地域農業、漁業総合整備資金の創設、貸付対象渔船のトン数の引き上げ、農業、漁業生産管理情報処理機具等、貸付対象範囲の拡大、肥育牛購入育成資金の償還条件の改善などとなつておりますが、いずれも私どもの要請の線に沿つたものでございます。

本委員会に付託されております農業、漁業近代化資金に関する改正法律案の内容であります貸付限度額につきましては、農業は四十八年、漁業は四十九年の改正以来据え置かれてまいりましたが、この間、生産資材価格や漁船価格がかなり上昇いたしておりますし、経営規模や漁船の大型化が進む、あるいは農協合併が進行する等、当時に比べまして情勢が大きく変わっておりますので、系統といたしましてもその引き上げ方を強く要請しております。

次に、高多参考人にお願いいたします。

○高多参考人 御指名をいただきました全国森林組合連合会の高多でございます。

常日ごろ諸先生には、私どもの林業の振興のために格段の御配慮をちょうだいいたしております。この機会をかりまして、まずもつて厚くお札を申し上げたいと存じます。

○今井委員長 ありがとうございました。

漁業向けの貸し出しが、五十九年三月末で約三兆円となっております。このうち半分の約一兆五千億円を漁業系統が分担しておりますが、農林漁業金融公庫資金の受託分と合わせますと、約六割が系統金融機関の窓口を通して貸し出されているということになります。

漁協系統金融におきましても、漁業をめぐる諸条件の悪化等によりまして、貸し出しの伸びが近年々低下しているといった状況でございます。

このような事情は、系統資金を原資としたしておられます農業近代化資金や漁業近代化資金の貸し出しにもあらわれておりますので、農業近代化資金の融資残高は五十七年度以降、漁業近代化資金は五十六年度以降、毎年前年実績を下回る状態が続いております。

この主な要因といたしましては、機械設備等の投資が一巡したこと、あるいは農業、漁業をめぐる諸条件悪化の中であつたことなどがございませんよ

う、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、公庫資金は民間金融機関が融通困難なもの補完するという本来の趣旨にのつとて運用されますよう特段の御配慮をお願いいたしたいと存じます。

以上申し上げてまいりましたことに関連いたしまして、逐年充実しておりますところの系統資金が、地域の農林漁業の振興と、これを支える農山漁村の活性化に一層活用されやすくなるようます。

私どもいたしましても、系統資金を農業、農村の振興に活用するという観点から営農ローン、住宅ローン、あるいは教育ローンなどといった全国統一型の簡便な融資の仕組みの開発普及、地場の事業資金への対応などに努力してまいりました

地域農業、漁業総合整備資金の創設、貸付対象渔船のトン数の引き上げ、農業、漁業生産管理情報処理機具等、貸付対象範囲の拡大、肥育牛購入育成資金の償還条件の改善などとなつておりますが、いずれも私どもの要請の線に沿つたものでございます。

今回考え方られております農業及び漁業の近代化制度改正の内容は、貸付限度額の引き上げ、地域農業、漁業総合整備資金の創設、貸付対象渔船のトン数の引き上げ、農業、漁業生産管理情報処理機具等、貸付対象範囲の拡大、肥育牛購入育成資金の償還条件の改善などとなつておりますが、いずれも私どもの要請の線に沿つたものでございます。

本委員会に付託されております農業、漁業近代化資金に関する改正法律案の内容であります貸付限度額につきましては、農業は四十八年、漁業は四十九年の改正以来据え置かれてまいりましたが、この間、生産資材価格や漁船価格がかなり上昇いたしておりますし、経営規模や漁船の大型化が進む、あるいは農協合併が進行する等、当時に比べまして情勢が大きく変わっておりますので、系統といたしましてもその引き上げ方を強く要請しております。

次に、高多参考人にお願いいたします。

○高多参考人 御指名をいただきました全国森林組合連合会の高多でございます。

常日ごろ諸先生には、私どもの林業の振興のために格段の御配慮をちょうだいいたしております。この機会をかりまして、まずもつて厚くお札を申し上げたいと存じます。

○今井委員長 ありがとうございました。

私ども林業者は、戦後のあの荒廃した中から

日々として森林を植え育ててまいつたものでございます。この機会をかりまして、まずもつて厚くお札を申し上げたいと存じます。

○高多参考人 御指名をいただきました全国森林組合連合会の高多でございます。

常日ごろ諸先生には、私どもの林業の振興のために格段の御配慮をちょうだいいたしております。この機会をかりまして、まずもつて厚くお札を申し上げたいと存じます。

私ども林業者は、戦後のあの荒廃した中から日々として森林を植え育ててまいつたものでございます。この結果、本来の木材の供給はもとよりのことですが、国土の保全、特に水資源の涵養等々の公益的な面でいろいろ国のお役に立つたというふうに私どもは信じております。国民経済もこうした一連の山の関係もありまして大きく伸び、生活も非常に向上してまいつた、一般に最低そういう認め方はくだすつておるものだろうと私は思つておるのであります。最近は非常に厳しい情勢になりました。

御案内のように、数年来木材価格がずっと低下し続けております。それにもかかわらず、木材を生産いたしますための労賃、資材はもう値上がりする一方でございます。このギャップを一体どうすればいいのか、この点が私どもの悩みの最たるものでございます。このまま推移いたしますならば、多大の費用と労力をつき込んでまいりました日本の山が放置され、荒廃し、優良な木材の生産がだんだんにくくなるというふうな心配がござります。同時に、公益的な森林の使命というもの

が十分達成されにくいことにもありかねないでございます。

特に、戦後造林をいたしました一千万ヘクタールという面積の造林でございますが、これが一体どうなるのか。今その九〇%はまだ三十五年生以下のいわば若木でございます。こうした若木は今後相当の期間、保育、間伐等々のためにかなりな経費を出さなくてはいけません。これは経費の出しつ放しでありまして、すぐには返ってきません。返ってくるのはかなり先のことでありまして、その後の間は経費の出し放し。とてもじゃないが、苦しい状態の極限にまで追い込まれようとしておるのが実情でござります。

私どもは、この現状を開拓するためには、まず木材需要の拡大を何とかして図る、同時に木材供給の側の調整もまた考へなくちやならない、これはもう当然のこととござります。あわせて林道その他他の生産基盤を整備する、あるいはまた木材の流通加工体制を合理化する、こういったことが当然必要になつてしまりますが、我々はそう人頼りばかりではいけません。まず第一番に自主的に林業経営を近代化して、できるだけこうした情勢に負けないように頑張らなくちゃいかぬ。必死になつてやつているのが現状でござります。

林業には御案内のように莫大なお金が必要りますが、これは何と申しましても農林漁業金融公庫資金さらには農林中央金庫の資金、こういった機関によりまして融資を受ける、これが一番の問題点でございまして、私どもはこれが金融の非常に重要な源だというふうに考えております。このたび、こうした林業情勢の中で公庫法の改正をされるとということをございますが、私どもは非常に重大な関心を持って見守っております。

今回の公庫法の改正につきましては、一部金利の引き上げ、また低利融資、特に三分五厘融資、これらにつきましての重点的な見直しといった厳しい面が見られるることは事実でございます。これにつきましては私どもは意見なきにしもあらずです。しかしながら、総括的に申し上げますれば、こ

これは森林・林業情勢の将来の進展を見ながら、新しい林政の展開方向に対応しての再編成というふうにも考えられると思うわけでございまして、私どもがかねてから要望した事項もこの中に織り込まれておることもまた事実でございますので、基本的には私は今度の公庫法の改正につきましては評価できる内容になつておると申さざるを得ないと思います。

具体的に若干申し上げますと、制度の改善充実面では、林業者の経営体質の改善強化に資するため、林業経営改善資金の貸付対象としての林業経営の複合化に必要な施設の追加等々の措置が講ぜられようとしております。

さらにまた、制度の整理合理化につきましていろいろ考へられておるのでありまするが、その林地取得資金につきまして、森林施設計画の認定者に対しては三分五厘資金を、その他の者には五分資金を、こういうふうに峻別されております。これはやや厳しいように思われますけれども、これも制度の趣旨に照らして考えてみるとやむを得ないものではないかと、いうふうに考えます。

さらに、構造改善の事業でござりまするが、農業さらには漁業、これを一元化いたしまして農林漁業構造改善事業推進資金、こういうことで取り扱いをされることになったようでござります。これは林構事業の要するに円滑な運用という面からいってやむを得ないことではないか、むしろある意味では適切な措置ではないかとさえ考えるのをございます。

我々林業関係者は、近年のこうした森林・林業を取り巻いておりまする非常に厳しい情勢のもとで全力を挙げて事態の打開に努力しておりますがございます。先ほども申し上げましたように、自立体制、自分のことは自分で助けて、自分でやらなければいけない、これはもう当然であります。そのつもりでやっておるのでありますけれども、このような自助努力のみでは、残念ながら今の情勢ではおのずから限度がございます。到底それだけでやつてはいるものじやございません。厳しい財

政事情の折ではござりますけれども、日本林業の将来のために、特に森林として日本の各方面に公益的な面で裨益ができますように、その公益性の發揮のためにこうした林業問題につきましては格別な御関心をお持ちいただきまして、特に林業金融制度の充実はもとよりのこと、各種の助成策の一層の充実強化に今後とも特段の御配慮を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございました。

よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○今井委員長 以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○今井委員長 これより参考人に對する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。太田誠一君。

○太田委員 きょうは金融三法について、それぞれ参考人の皆様から貴重なお話を伺いましてまことにありがとうございます。

まず櫻井常務にお聞きしたいのですけれども、今、金融三法の改正の前に、規模の拡大といふことについてきちんとそれを運動の目標として位置づけておられるのかどうか。先ほど規模の拡大以後の話はされたのですけれども、私の感じておるところでは規模の拡大は十分に行われていなし、その施策も十分でないし、いろいろ言われている割に効果は上がっていないというふうに思っているわけですが、その辺はいかがでしようか。

○櫻井参考人 若干申し忘れて失礼申し上げました。

五十七年の農協大会におきまして農協の農業振興方策を策定し、現在実践をいたしておりますが、この中におきまして規模の拡大につきましては、特に土地利用型につきましては集団の場合は二千ヘクタール、それから東日本で個別經營では五ヶ

クタール、西日本では三・二・クタールくらいをめどにいたしまして規模拡大を図つていただきたい、こういう目標を既に持ちまして現在進めております。先ほど申し上げましたのは、言つてみれば畜産等におきましてせつかちな、経営条件を余り顧みないで無理に規模拡大をして固定化負債を生ずるという例もございますので、適正な規模での規模拡大を図つていく必要がある、同時に拡大をされました後の経営の持続的な発展、安定という面につきまして金融面の配慮也要るのはなかろうかということを申し上げたわけでござります。

○太田委員 まず、今規模の拡大というともろん二つあるわけで、畜産の場合には施設の規模の拡大でありますし、また土地利用型の農業であれはどうやって耕作面積を集中していくかということ面積の拡大の問題になると思うわけです。

まず施設の拡大ということですけれども、これまでの総合施設資金の貸付対象というのが、今言われたような例えは畜産で言えば、肥育牛であれば五十頭から六十頭ぐらいにまで一気に持つていく自立経営農家というものを目指して貸し付けをしておったのだ。それがどうもそつはいかなくなってきたので、段階的に自立経営を目指して拡大する農家も含めるよう今度改正をするのだということなんですが、実は今日まで特に畜産あるいは酪農の中で、私ども見ている限りでもかなり過大な設備投資が行われて、それが回収できなくて債務がどんどん累積していくという事実があるのでこのような改正になつたのではないかというふつに私は考えております。その点について、このような調整が余りにも遅過ぎて、つまり低利の融資を受けようと思えば規模を必要以上に拡大をしなければいけない、そうでなければそもそも融資の道が開かれていないということが、現に起つてきてから是正されるまでの期間というものが余りにも長過ぎたのではないかというふうに私は思ておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。櫻井参考人と赤羽参考人にそれぞれお伺いしたい。

○櫻井参考人 確かに先生おっしゃられるように、私どもも言つてみれば無理な規模拡大が今回固定化負債等の事態を生じておるというふうにも考へるわけでございまして、そういう意味では公庫の中の総合施設資金につきまして段階的な規模拡大という面の配慮が今回されたという点で評価ができるといいますか、余りにも遅過ぎたという面もあるうかと思ひますけれども、言つてみれば段階融資につきましてはこれまでそれなりに政府の方で対応をしてこられたと思ひますけれども、今回それを法制面で位置づけをするというところに意義があるのではないか、私はこんな感じもいたしております。と同時に、近代化資金の方で私先ほどちょっと申し上げましたのは、ある一定の規模に拡大をされた、それも大きな規模拡大、いきなり自立経営の話ではなくて、一定規模の拡大をしました後の各作目をとらえていうのではなくて、総合的な経営安定の例えば五%なら五%の特利資金等の、あるいは五・五でもいいわけですが、そういう仕組み方というのも考えていただいているのじやないか。現在は、単に規模拡大していくばかりのじやなくて、規模拡大をしました後の経営をいかに健全に持続的に発展させるかという面からの後押しも必要だ。規模拡大するための低利融資だけじゃなくて、規模拡大した後の資金措置も要るのではないかということを申し上げました。

○赤羽参考人 今先生御指摘のとおり、総合施設

資金は四十三年に、自立経営を目指し、規模拡大等を行おうとする農業者に対し必要な資金を総合的に融通するということで創設されたわけでございますが、その後、御指摘のとおり、当初から大きい規模で無理してやつたというふうなことで、結果として先生御指摘のようなことがあつたかと思ひます。そういう面では、今回段階的に規模拡大といふことになったわけでございます。こうでありますと、大体自分の殻に合わせて規模を考え、それで投資をやっていく、それで、それが安定し

たらさらくに次の規模拡大となるわざでございますので、そういう面では大変適切な措置ではないかというふうに思つわけでござります。
○太田委員 先ほど賃貸率、普通は預貸率と言うのですけれども、賃貸率の話が出てきたのですけれども、私の地元の福岡県では、福岡県信連の賃貸率はもう一〇%ぐらいに下がつてしましまして、かつてはこれが四〇%、四五%といった時代もあったわけであります。このような状態で、系統の金融機関というものの経営は一体どうなつていくのだろうか、大変情勢は厳しいと思うのですけれども、いかがでしようか、赤羽参考人。

○赤羽参考人 農協、信連、金庫の賃貸率の現状は今先生御指摘のとおりでございまして、農協段階においても需資の低迷により金利の低下の傾向にあるということでござりますし、信連なんかにおきましても同様の傾向にあるわけでございまして、系統トータルとしても調達、運用の不均衡と

いうことが拡大しております、大変問題というふうに考えておるところでござります。金融の自由化の進展ということで、競争激化がますます進むわけになります。そういう意味で、経営収支の均衡を図っていくためには、御指摘のとおり、貸し出しの伸長ということを図っていくことが大変重要なことであるというふうに考えておるわけ

でござります。
○赤羽参考人 公庫資金とそれから系統資金の関係でございますが、公庫資金につきましては、いわゆる公庫の目的であります「長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」ということになつておるわけでございまして、いわゆる基盤整備であるとかいうふうな大変基礎的な資金がこれに該当するわけでございます。それで、系統

資金の方は、それ以外の、一定の政策の範囲内であります、長期の設備資金なり何なりについて近代化資金を利用していくといふなことにあります、やはり民間の資金を大いに活用するわけでござります。したがって、理念的にはかなり整備されているわけでございますが、その資金の具体的なケースについてはいろいろと重複が、最近のこいつ農業情勢といふなことでございまして、やはり民間の資金を活用するといふなことをひとつ原則的に考えていただきまして、公庫の資金は、先ほど申し上げたようになりますが、どちらが」と呼ぶ民間受託でござります。
○太田委員 実質的な貸出審査といいますか、金融機関の役割というのは貸出審査の部門が非常に大きいと思うわけで、原資の調達については公庫の場合は財投の資金を使つておるわけでありますから、実質的に貸出審査の方の仕事は系統でやつておつて、そして公庫はただ単に右のものを左に移すだけというふうな感じもあるわけであります。そうであれば、もつと民間の資金を活用することを考えるべきだ。これは特に農業関係だけではなくて、すべての分野にわたって、民間資金といいますか、民間の金融機関と公の金融機関とい

で対応できないものについて大いに使用していただくというふうなことでやつていただければいいのじやないかというふうに思つわけでござります。
○太田委員 先ほどの賃貸率、普通は預貸率と言つて、民間の資金であります系統の資金がだぶついている状態で、公庫の方の貸付枠を現状のままでとどめておく必要があるのかどうかというところに非常に疑問を持つておるわけであります。例えば、近代化資金に対して利子補給をしておるわけであります、それは理屈は同じことであって、公庫の資金に対しても、これが公庫そのものがどういう役割を果たしているのかわからなければ、やはり利子補給を一般会計からしていけれども、やはり利子補給を一般会計からしていわゆる公庫の目的であります「長期且つ低利の資金を使つても同じことだ」というふうに私は思うわけなのでありますけれども、このような系統の資金とそれから公庫資金との競合ということについてどういうふうにお考えでしようか、赤羽参考人。

○赤羽参考人 公庫資金とそれから系統資金の関係でござりますが、公庫資金につきましては、いわゆる公庫の目的であります「長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」ということになつておるわけでございまして、いわゆる基盤整備であるとかいうふうな大変基礎的な資金がこれに該当するわけでござります。それで、系統

うのは競合しているわけでありまして、そういう意味でも、これは今後是正さるべきだというふうに私は考えております。

それと同時に、公庫の資金そのものも新たな貸付対象を、新規用途事業資金を拡大しよう、農産物の新規用途の開発あるいは加工原材料用新品种の開発といった方向に資金融資の道を開こうとしているわけでありますけれども、これは従来の系統資金の運用ということと競合することにならぬかどうか。新規貸付対象を公庫が拡大したことが民間の方の融資を圧迫することにならないかと、いう点についてはいかがですか。

○赤羽参考人 お答えします。

食品業界向けの融資は、基本的には系統金融機

閣を含めた、主に民間金融機関が対応するのが通常の姿であろうと思うわけでござりますが、今おっしゃった資金については、国産農林水産物の加工需要の増進という面で政策性の極めて高いプロジェクトに限定し、また民間金融機関で対応することが困難なものを対象とするなど、民間金融の補完の本旨にのつて運用されると聞いているわけでございまして、大筋において御指摘のようなことにはなるまいと考えておるわけでございます。いずれにしましても、本制度の運用に当たましましては、政府の指導のもとで系統と公庫の十分な相互理解と協調が必要であろうと思うわけでござります。

○太田委員　近代化資金の内容についても、本来大変額の利子補給を行っているわけでありますから、それは我が國の農政のごく基本的な方向に合致するようなどころに貸付対象を限定されるべきであると思うわけです。

我が党の中でこの問題が出されたときに一番初めに私が言ったのは、小規模な機械を購入するの

今、先生お尋ねの十億円の枠で果たして需要、
満たし得るかどうか、こういう問題ももちろん
ろうかと思いますが、実績を見た上で政府の方に
対応を考えておるのじやないかと思いますので、
彈力的な運用をあわせて政府の方に検討してい
だきたい、私どもはこんなふうに考えます。
○太田委員 どうもありがとうございました。
○今井委員長 次に、小川国彦君。

けたらと思います。
○櫻井参考人 農協の経営面での不振状況はどうなつておるかというお尋ねだと思いますが、昭和五十四年度に非常に環境が変化いたしまして、從来農協の剩余金というのは逐年増加をしてまいつたのですけれども、その増加が停滞した。それを契機に農協としましては經營の刷新強化を図りました。どうということで現在運動を展開いたしております。それでござりますが、欠損組合につきまして、總

千町歩の大所有者もおりますれば、またほんのわずかな一握りの山しか持っていないという人もおります。むしろそういった一握りのわずか一ヘクタール、二ヘクタールの林地を持つておる人が大部分なんです。これは先生方よく御承知の点だと 思います。それだけに非常に困つております。そういう人たちとは共同の力で何とか切り抜ける以外に道がないのです。これは一人一人やれませんも の。

最後に、櫻井参考人にお伺いしたいのですけれども、今度新たに経営規模拡大資金というものを設け、また特別会計を創設して、全く新しい発想で小作料の一括前払いができるような措置がとられたわけであります。今年度についてはわずか十億円でありますて、この程度の需要しかないのでかと私は思うわけでありますが、このような方策はもっと拡大すべきだと思っておりますが、その辺についての御感想はどうでしよう。

○櫻井参考人 経営規模拡大資金につきましては、小作料の一括前払いということで、しかも貯蓄ふうに考えて、それに対する助長をしようとうことでござりますから、私どもとしましては農業も流動比率の面から非常に置まって、方向であると考

ら見ると、これが抜本的な解決になるのかどうか、という疑問も率直に感じてゐるわけでございます。
そこで、きょうおいで櫻井、池尻、赤羽、喜多、各分野の参考人でございますので、それぞれの担当しておられるところでの御見解で結構なのでござりますが、まず、今、日本の農協なり漁協なり森林組合、そういう協同組合なり組合を全国的にほらんでみて、経営不振といいますか救済のための努力を要すると思われる組織的な単位としては何割くらいのものがあるかということ、もう一つ、農業者、漁業者、林業者がその構成員としておるわけでありまして、その場合にはどういうふうに判断できるか、非常に大まかな質問で恐縮でござりますが、しげど削除された御名前、こな

振組合対策の対象として現在考えておりますのは、全体の漁協の数が二千四百三十、これは業種別も含めてござりますが、そのうちで大体二百三十五漁協が一応整備の対象として今考えられておるわけでございます。したがつて、支援援助の対象は漁協の欠損金としては二百九十七億円、固定化債権としては百九十八億円で、合計四百九十五億円が見込まれる実態にござります。

○喜多参考人 非常に御心配いただきまして本当につりがたいいやら、うれしいと言うわけにもいきませんが、大変ありがたいと思つております。

実は、農林漁業と申しましてもその中で一番つらい立場が林業なんです。これはもう先生よく御承知の点だと思います。しかも、林業といいましてつづいてつづいてございまして、それにつづいて

にこういう資金を使うような道を開いておく必要があるのかどうかということの疑問を提示したわけですが、その点については何ら検討が加えられることはなく、全く従来どおりの貸付対象で近代化資金の枠だけが拡大したことはまことに残念であるわけです。それは今後も、金融機関の方は一方的にその結論を受け入れるだけですからこれはやむを得ないと思いますがれども、系統金融としてもそのような方向に問題意識を持つていたときないとと思うわけです。政策金融というのはそもそもそういうものであって、対象が何であれ運用していくものではない。それと同時に、融資先に困る、運用に困るという面は、むしろ公庫の方ももう少し引っ込んでその辺のバランスをとるべきではないかと考えておるわけであります。

発言者に申し上げますが、参考人に対します御指名はできるだけ早目にお願ひいたします。
○小川(国)委員 参考人の皆さんには、お忙しい中御苦労さまでございます。

最初に、私ども、今の日本の農業なり漁業なり林業なりは、外圧あり内圧あり、それぞれの経営上非常に大きな悩みを持つてゐるという、低迷する状況の中に置かれていると思うわけです。そういう中で今回金融三法の審議をしているわけでございますが、これが金融的な手法の中での程度救済できるものか。しかし、世の中、苦しいときにその救済の一一番決め手になるのはやはり何といつても金融措置ではなろうかと思うわけで、今回その改正はやや前進の面は見られるというものの、日本農業なり漁業なり林業の置かれている状況から申上げますが、参考人に対します御

合農協統計表によりますと、私、正確に記憶をいたしておりませんけれども、四千三百農協の中で四、五十組合ではなかろうか。後で調べまして御連絡申し上げます。

ただ、先ほど申し上げましたように、農家の固定化負債が農協にとりましては固定化債権、流動化しない債権、裏返しでこういうふうになるわけでござりますので、もし農家の方が借入金の返済ができないとなりますと、農協にとりましてはかなりな痛手になつてくる、特に畜産經營にとりまして。そこで、信用保証保険制度がそれなりにあります。そこで、今後の事故率がふえるといふふうなものに対応しての制度改善、充実が必要ではないか、こんなふうに考えております。

○池尻参考人 信用事業強化対策事業、つまり不

発言者に申し上げますが、参考人に対します御指名はできるだけ早目にお願ひいたします。
○小川(國)委員 参考人の皆さんには、お忙しい中御苦労さまでござります。

合農協統計表によりますと、私、正確に記憶をいたしておりませんけれども、四千三百農協の中で四、五十組合ではなかろうか。後で調べまして御連絡申し上げます。

そこで私ども森林組合が、そういった小さな経営者の方々のいわば委託を受けるといいますか、肩がわりといいますか、作業班というものをそれぞれの森林組合が抱えておりまして、今全国で六万五、六千、七万足らずの人間でございますけれども、この作業班が今申しあげたような共同の事業をやつておるわけです。これがようやくにして今、日本の林業を支えておるとあえて申し上げても過言ではないくらい、つらい立場でございます。そういうことでございましたので、私は林業金融について思いついた考え方をござりますけれども、きょうはそういう席ではありませんので、先ほど申しましたようなことでありますけれども、どうか格別のひとつ林業に対するそういう方面でお気持ちをお願い申し上げたいと存する次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○小川(國)委員 農林中金の赤羽専務さんにお伺

いしたいと思うのですが、先ほど公庫資金と系統資金の分野調整の問題について質問が出されたわけでございますが、競合関係の実態というものはどういうものが起つているか、どういうところにあらわれているか。それから、そういう中でもつと余裕のある系統資金を活用したらどうかというようなことが言われているわけですが、その系統資金の活用についてはどういうような意見をお持ちであるか、その点を伺いたいと思います。

○赤羽参考人 先ほどもございましたように、公

庫資金と系統資金の分野調整については、はつきりした原則があるわけでございますが、しかしやはり両制度の接点みたいなところがあるわけでございまして、そこ辺になりますとやはり具体的な種類につきましては重複する場面がある、こういうふうなことにならうかと思思います。例えば農業関係で申し上げますと、農畜産あるいは農機具等の資金、それから漁業関係でございますと漁船建造資金などにそういう重複というか競合といいうふうなことにならうかと思思います。

○小川(國)委員 横井参考人にお伺いしたいので

すが、最近畜産農家の負債問題が大型化し、長期化し、固定化してきているということで全国的に問題になつておるわけです。北海道で特徴的なことと言えば酪農家の多い問題、あるいは東北や九州で見れば牛の肥育とか、そういう農家で

と、利率なり償還期限なり、条件面では公庫資金の方が有利というふうな状況になつておるわけでございます。しかし財政資金である公庫資金の方は、土地改良あるいは農地取得といったような生産基盤整備のための資金というものの、こういう长期かつ低利の資金でなければならぬというものを全面的にやつていただいているわけでございます。そういう意味では十分系統の補完的な機能をして、そういう意味では取り組みをしたいと

期かつ低利の資金でなければならぬというものを果たしていただいていると思うわけでございます。

そういうふうな状況でございますので、そ

うやや重複というか競合する分野では、系統資

金で適切かつ十分に対応が可能であるというふう

なものについては、近代化資金を中心に系統に極

力ゆだねいただきたいというふうな気持ちがし

ておるわけでございます。

それから先生御指摘のとおり、農協系統資金は

大変近年充実してまいっているわけでございます

ので、この資金を農業なり農村の振興により一層

役立てていただきたいと考えているわけでござい

ます。今回の制度改正に当たりましても、系統資

金の活用について御要請も申し上げ、いろいろ御

努力をいただいてきたところであります。制度

改正の趣旨に沿つて適切な運用に努め、大いに系

統資金をそこで活用をしていただくというふうに

努力してまいりたいと思うわけでございます。

それから、今後さらに農業、農村の一層の振興

を図るために、活力ある村づくりや農林水産物

の需要拡大に資する資金等、幅広い分野について

その活用を図っていくことが必要と考えております

いたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○小川(國)委員 横井参考人にお伺いしたいのです

が、今の中に対する質問と連動するわけでありま

すが、今横井さんの答弁では畜産農家だけでは

なく耕種農家にもかなり大きな負債の状況が見

られるということなんですね。この固定化している

状況については今まで把握されてないということ

なんですが、これは実際私ども、農水省の農家経

済調査等を見ましても関東とか東北とか、ブロック別にはある程度把握しているという状況がある

のですけれども、全国で例えれば一年以上の負債、

一年以上になれば長期化している、それでそれが

固定化してきているという実態は、残念ながら、

かなり大型的な肥育に取り組んでまだ負債の問題がある、あるいは関東近畿で言えば養豚、これは最近やや安定ぎみの状況にあるわけですが、これも一步譲ると借入金が大きいだけ怖い一面を持つておる。それから養鶏なども商社のやみ増羽

などのために価格の低迷、卵価の低迷というよう

な状況の中で、これも非常に苦境を訴えている状況にあるわけです。

全中は全国組織として、こういう地域的にそれぞれ抱えている、畜産の危機とは別な畜産農家の負債状況の問題ですね、こういう実態に対してどういうふうに取り組んでいかれるのか。先ほど中

央の本部なり、また各都道府県にその出先の本部のようなものをして取り組むというようなあれをちょっと述べられたのですが、さらにもう一步進めて、畜産農家の負債問題にどういうふうに系統として対処していくか。それからその際、また金融の問題等としては、国に対してどういうことを畜産農家の負債問題について要望されるというような御希望を持っているか、その辺をひとつ伺いたいと思うのです。

○横井参考人 先ほども申し上げましたように、負債問題が畜産農家のみならず耕種農家におきましても発生をしておるというふうに私ども理解をいたしておりますわけですが、これにつきましての総合的な農家の実態調査が現在ないわけであります。農水省の方で、農家経済調査によります負債というのはそれなりに作目別にもわかるわけでありますけれども、固定化している状況かどうかという点につきましては判明いたしていません。したがいまして、先ほど申しましたように、固定化負債がない前のいわば管理制度という面について、農協としても農家への指導を強化をしたいということを申し上げたわけでございますが、現に固定化負債が出てしまつておる農家がかなりおるわけでござりますので、その実態を調査し、早急に我が方の体制を整備をしまして、農協段階、県段階、中央の段階に協議会もしくは本部を置きまして、このための推進を図つてい

きます。まだ細目につきましては十分検討をいたしておりませんが、先ほどもおっしゃいました農協経営にとりましてもかなり重大な問題でございますので取り組みをしたいと思つております。

国につきましては、先ほども申し上げましたけれども、從来公庫資金の中の自作農維持資金、いわゆる再建整備の資金措置がされております。今回貸付限度額の引き上げ等の問題も措置をされておるわけでございますが、その枠 자체をさらに拡大をする必要があろう、私はこんなふうに考えております。

それから、從来の、畜産振興事業団の輸入牛肉の差益を活用いたしました特別の低利資金措置が酪農につきましては六十年度も継続をするというふうになりましたし、それから肉牛につきましては

今回、六十年度から五百億の貸付枠、金利は一般が五%、それから特認につきましては三・五%、期間につきましては通常は七年か八年につきましては十年というふうな措置が三ヵ年計画でとられます。負債整理の援助につきましては、公庫資金から援助と系統原資を使いましての利子補給による援助と二通りの措置が現在行われるわけでございますが、私としては公庫のいわゆる再建整備資金を拡大をする、こういう方向で対処するのか本来の形ではないか、こんな感じもいたしておるわけでございます。

○小川(國)委員 赤羽参考人に伺いたいのです

が、今の全中に対する質問と連動するわけでありま

すが、今横井さんの答弁では畜産農家だけではなく耕種農家にもかなり大きな負債の状況が見られるということなんですね。この固定化している

状況については今まで把握されてないということ

なんですが、これは実際私ども、農水省の農家経

済調査等を見ましても関東とか東北とか、ブロック

別にはある程度把握しているという状況がある

のですけれども、全国で例えれば一年以上の負債、

一年以上になれば長期化している、それでそれが

固定化してきているという実態は、残念ながら、

公庫が貸している、それから系統が貸している、それからまた都道府県がやつておる改良資金があるということで、一体一軒の農家がどのくらい長期の固定化した負債を持っているかというのを集約するところがない。そのため全国的な農家の持つている負債状況というものを的確に把握する状況が今ないわけなんですねけれども、その点中金さん立場でこういう実態についてどういうような把握をしておられるか、あるいはまた御判断を持つておられるか、その点を一つ。

それからあと全漁連の方に、先ほど不振漁協の状態はわかつたわけあります、この返済不能になつて、再建整備の対象になつて、漁業組合なり漁業者に対して金融上どういうような措置が望まれるか、また國にどういう措置を望んでいるか、それからまた今度水産庁で漁業近代化資金助成法というものが一項目、活力ある漁村づくりというのを挙げられたのですが、これが通常金利より〇・五%安い特利制度というものが導入されたということなんですが、その運用に当たつてはどういうような要望、意見を持っておられるか、その点を伺つて終わりたいと思います。

○赤羽参考人 お答えいたします。

今畜産農家及びその他一般農家といふうなお話をございましたが、一般農家の方はおかげさまでそういう多額の負債というのにはございませんので、畜産農家の状況について御回答申しあげます。

畜産農家の負債の実態につきましては実は調査

が大変困難というふうなことでございまして、なかなか全畜産農家の調査は実施されていないということをございます。今御指摘のこととございますが、現在までに各団体でサンプル的に調査といふうなことが行われていまして、それによりますとかなりの負債を有しているということがわかるわけでござります。

二月末時点で実施しました畜産負債状況調査というものがござります。約一万一千戸のサンプル農

家中で畜産負債額がどうなつてあるかといいますと、年間販売額の一・五倍以上であるものがそ

の農家の中の三一%を占める。それからそれらの農家の一戸当たりの平均負債額は二千五百万円と

いふうなことになつております。またそのうち肉用牛の肥育農家二千九百四十四戸について見ま

すと、畜産負債額が年間販売額の一・五倍以上といふうなものが三四%ございます。それらの一戸当たりの平均負債額は三千万円で大変多額の負債を負つておるという状況でござります。

それからもう一つ、全国開拓農業協同組合連合会、全開連と申すものがござります、そこが昭和六十年一月に一戸当たりの平均飼育頭數百四十九頭というふうな大型経営である開拓系統乳用雄牛肥育農家四百九十二戸について実施した、肉牛肥育経営実態調査というものがござります。それによりますと、昨年三月末の一戸当たりの負債額が六千四百万円、大変な多額に上つておるわけでござります。さらに五十九年度は約四〇%の農家が借入金の償還後の収支がマイナスという見込みになつておるというふうなことでござります。

このように、各種サンプル調査によると畜産農家の負債額は多額であります。経営改善を図つていくには、農家指導と相まって既往の負債整理対策といつものが大変大きな課題といふうに思つておるわけでござります。

以上でございます。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

○池尻参考人 お答えをいたしたいと思います。

本制度の対象となる欠損金見合いの組合に対しましては末端金利3%になるように十年以内の償還、うち据え置き二カ年の融資、それから管理債権の見合いにつきましては末端3%で、これも十一年の償還で、うち据え置き二カ年でござります。

○小川(国)委員 どうもありがとうございまし

た。

○櫻井参考人 先ほど小川先生の御質問の農協の経営の状況でござりますが、五十八年度の実績によりますと、四千三百六農協におきまして、当期欠損金を出しました組合が百六十九組合、先ほど四、五十組合と私申し上げましたが、正確には百六十九組合でござります。失礼しました。

○島村委員長代理 島田琢郎君。

○島田委員 参考人の皆さん大変御苦労さまであります。お話を伺つておりまして、それぞれ大変御苦労をされおられますことに心から敬意を払ひた

組合が抱えております組合員に対する長期にわたる負債の解除というところで手をつけたというのがこの対象ではないかという点を指摘しておきたいと思います。

それから地域漁業総合整備資金制度の問題でござりますが、私はこれを非常に期待をしているわけではありませんが、私はこれを非常に期待をしているわけでございます。まだお役所の方と申しますが、それではつきりと青写真ができるでないようでござりますが、私見を申し述べますと、漁場利用の適正化あるいは水産資源の維持増大の問題、それから就業機会の拡大等で、要するに漁村に生きがいを与えていくというところがテーマになる問題、主眼であろうと考えております。

したがつて、私常々考えておるので、世の中は情報化時代でござりますので、やはり資源の管理にいたしましても漁協がコンピューターで常に漁場の情報、データというものを蓄積する、それを漁業権行使計画の基本にするとか、あるいは共同操業で資源管理をする場合に、先達船というものを共同でつくつて、それによって漁場の探査なりあるいは適正な資源の把握に努めるとか、あるいは共同の加工場、処理場あるいはレクリエーション等の受け入れ等も考えまして、そういうものをおもに漁村全体として培つていくというような構想にすべきではないかということで、ひとつ今までいろいろアイデアで今後水産庁とも折衝してみたい、かように考えております。

以上でございます。

○櫻井参考人 先ほど小川先生の御質問の農協の

経営の状況でござりますが、五十八年度の実績によりますと、四千三百六農協におきまして、当期欠損金を出しました組合が百六十九組合、先ほど四、五十組合と私申し上げましたが、正確には百六十九組合でござります。失礼しました。

○小川(国)委員 どうもありがとうございまし

た。

第二点は、地域内の機械にしても施設にしても、有効な利用というものについて積極的に取り組みたいというお話をございました。そして、地域の諸資源をさらに有効に活用していく方向を

目指したい、つまり地域農業の振興を目指したいということでお話しします。私は大賛成であります。

しかしながら、櫻井さん、これは言つべくして実

いたいと思います。

そこで、少しお尋ねをしてみたいことがござりますので、私の場合は並んでいらっしゃる順番に一人ずつお聞きをしていきたい、こう思います。

まず、櫻井さんですけれども、先ほどのお話の中に、五十七年に第十六回の全国農協大会をお開きになつて、五年間の全国農協の立場でのいろんな目標をお立てになつて努力をしてきたというお話をございまして、お聞きする中で、ことしまだ秋に五ヵ年間の計画をもつて大会を開いて農協としての方針を決めていきたい、こういうお話をございました。その内容についてもかなり細かにお話がございまして、お聞きする中で、ことしまだ秋に五ヵ年間の計画をもつて大会を開いて農協としての方針を決めていきたい、こういうお話をございました。

それではつきりと青写真ができるでないようでござりますが、私はこれを非常に期待をしているわけでございます。まだお役所の方と申しますが、それではつきりと青写真ができるでないようでござりますが、私はこれを非常に期待をしているわけでございます。

それから地域漁業総合整備資金制度の問題でござりますが、私はこれを非常に期待をしているわけでございます。まだお役所の方と申しますが、それではつきりと青写真ができるでないようでござりますが、私はこれを非常に期待をしているわけでございます。

行はなかなか難しいのですね、私もこれをやつてゐる一人であります。例えば機械の共同利用についてみて、それは有効で安くしていくところはみんなわかっているのだけれども、なにか共同化は進まない、こういう問題を持つておりますが、この点について有効となり得る具体的をお持ちならひとつお聞かせ願いたい。

それから、高齢化、特に農村社会における高齢化は極めて顕著に進んでおります。また、残念ながら離農も依然としてとまるところを知らない。農村はよくなつたよくなつたと言うけれども、嫁さん一人もらうのにえらい苦労する。こういう幾つかのファクターが積み重なつて、農村は御指摘のように極めて活性化が後退している。つまり活力を失つているときえ言えるような状況にある。これに対する具体的なお考えなどを、これは大会にこれからお示しになるのだそうですが、お考えの中にどのようなのがおりになりますか、まずそのところをお聞かせいただきたい、こう思うのです。

八%の農協が計画を持って実践をしておる。これないかということで進めておりますが、現在五物につきましていわば生産の計画化というものを進めていく必要があろうというところから、その土地の生産の意向がどういうところにあるかということを全国で数量的に積み上げまして、もし供給過剰になるような品目につきましては需給調整を図るよう農協を通じて農家指導を徹底する、こういう作業をやっておりますが、これは既に四回実施をいたして、それなりの活用が図られておる、こんなふうに考えております。

これから問題といたしまして、特に輸入農産物が現在増加をいたしておるわけでござりますが、国民の胃袋といいますか、カロリー摂取においても、大体二千六百キロカロリーあれば十分であるということをございますから、国内農産物の消費を拡大をしないことには農業の振興は出でこない。それで国民の意向も、言ってみますと、おきましては新鮮なものを、本物を求めておる。若干外国産のものよりも高くていい、いいと言つて語弊がございますが、総理府の世論調査等にも、食料、農業問題に対する関心が極めて国民は深いと言います。そういたしますと、いいものをつくつてしまふかも低コストで供給をしなければいかぬ、こういふことでござりますので、特に穀物、土地利用型の作物につきましては、言つてみますと、集団的な土地利用による土地、労働力、施設の効率化が極めて大事じやながろうか、こんなふうに考えております。

それから酪農經營等につきましては、言つてみれば、もう二十四、五頭の規模でございますので、ある程度西欧水準に頭数規模ではなつておるというふうな感じもいたします。ただ、西欧の酪農經營に比べますと、草の問題それから急激な規模拡大ということによります投資に伴います金利負担の増加等々の問題があろうかということでござい

ますので、これにつきましては適正な規模によります着実な経営の発展ということが大事じやないか。それから……

○島田委員 大変申しわけないのであります。しかし、櫻井さん、お尋ねしておいて途中で時間がなくなってしまったものだから、私の問題提起は、ぜひそういうものを含めて秋の大会にお示しいただくよう御要望に変えさせていただきます。

○櫻井参考人 そういうことで、先生の御指摘のよくな形での方策を現在いろいろ検討いたしておりますので、いずれまたお知恵を拝借したい、こんなふうに考えます。

○島田委員 まことに申しわけございません。失礼をおわびします。自分で質問しておいて途中で遮るような失礼なことではまことに申しわけありません。

時間が気になつてまいりましたので、池尻さん、私は、一つだけお聞きしますが、負債整理のための資金がせひ欲しい、有利な資金が欲しい、こういうお話をございました。今も漁業構造再編整備資金というのがあるわけでありますけれども、漁業者の場合はこれまでたが違う、今のお話でたが違うんですね。ですから、普通の資金じゃこれがいけないのでしょうが、例えばどれぐらいの額が必要で、金利水準はどれくらいで、償還条件というのはどれぐらいならこの負債整理に耐え得るような資金になるのでしょうか。

○池尻参考人 非常に難しい話でございますが、カツオ・マグロの減船等をやりましたのが一つの実例であったわけですねけれども、先ほど申し上げましたように、共補償する残存漁業者は、これは公庫の資金が手当でされるわけです。しかし、從来の日本漁業の発展を背負い込んでここまで経営が悪化したという漁業者の実感としましては、やはり十五年くらいの単位で、金利は具体的にどうこう申し上げませんけれども、なるべく3%から、そういう思い切った資金でなければ、特に遠洋漁業は最近は非常に困難ではないかというのが実感でございます。

○島田委員 農業には農業基本法があり、林業には林業基本法がありますのに、大事な、四海海に閉まれた水産国日本と言われながら、漁業の基本法もない、また自助努力で頑張つておられる、こういうお話をありますと、涙ぐましく承つたのでありますか、減船補償の法律もない、共補償でやつているなど、国内法が極めて不備なのも漁業日本のアキレス腱だと私は思うのであります。私は、ここをぜひ整備したいと思っている一人でございます。アメリカやソビエトからさんざ二百海里締め出しで嫌がらせを受けたつゝことは何にもないであります。ですから、げんこくらい握らせてくれという気持ちがおありだと思うのですが、どうですか、これは。

○池尻参考人 私どもの基本法と言えば沿岸漁業等振興法があるわけですが、あれは制定のときから、今島田先生が御指摘の点を私どもも十分主張したわけでございますが、残念ながら基本法という、基本政策という見地に立ちました法律を私ども持ちませんけれども、食糧計画の中で漁業が果たす役割、そういうものを中心に今後の生産計画あるいは消費に対する対応、それについての法を根源にした一つの許可制度等の運用、そういうものの基本的な枠組みといふのはぜひ先生方のお力を得て今後努力をしていかなければならぬのではないか、かように考えております。

○島田委員 ゼひ全会一致で、あなたの御期待にこたえるように我々農林水産委員会に所属する者ぐらいは頑張らなければいかぬと私は思つております。応援していただきたいと思つています。

さて、赤羽参考人でございますが、先ほど小川さんから負債整理の問題についてお話をございましたので、おおよそ実態は把握をしていらっしゃるということがわかりました。特に畜産のところは大変手ひどい状態に相なつてているようあります。とすれば、この負債対策を具体的には系統としてどう講じていらっしゃるのか、また講じようとお考えになつてゐるのか、お聞かせください。

○赤羽参考人 お答えします。畜産農家の固定化負債対策としては、やはり政策による長期低利資金が必要不可欠というふうに思つています。

このため、このたびの六十年度の畜産物政策価格決定に当たつての関連施策の中で、肉用牛経営合理化資金の融通と酪農経営負債整理資金の維持・継続融通を取り上げて要請してまいりましたところであります。これらの両制度は先生方の絶大な御支援のおかけをもちまして実現の見通しがついたと承つておるわけでございまして、我々としては、これら両制度を活用し、畜産負債農家の経営改善に努めてまいりたいというふうに考えたわけでございます。

これらの施策は、畜産農家及び系統農協の自己努力と相まってその成果が得られるものであるわけございまして、我々としましても経営指導強化対策ということで、農協段階においては関係部署の担当者から成る指導班を常設し、農家に対して統一的指導ができる体制の普及を図りたいといふふうに思つています。また県連におきましても、同様に合同の指導班を設け、より専門性の高い指導が行えるというふうに、全中を中心に推進する必要があるというふうに考えております。

具体的な指導内容としましては、畜産専用口座の開設による畜産経営会計の分離、これは畜産特有のことがござりますので、やはりこういう会計記帳運動による経営成果の把握と経営の計画性の推進、平均払い制度の採用による畜産物価格変動の影響の緩和、それから最近はコンピューターを利用することによる盛んに行われることになつておりますので、コンピューターによる経営診断の普及等を中心的なテーマとして進めてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○島田委員 喜多さん、もう本当に一分ちよつとしかなくなつた中でお尋ねしなければいけないの

であります。本当に山の問題、林業の問題は頭が痛い、おつしやるとおりであります。まさに特効薬、妙薬がないので私たちも頭が痛いのであります。しかし、公益性發揮のために有効な助成と融資をぜひお願いしたいというお話をございました。

しかし、なかなか山の方の人たちがこの現状の中ではお金を貸してくれと手を擧げるのにもはばかれるというようなあります。こう思いますが、これが決め手だというものがない、ここには私は非常にじくじたる思いをいたしております。私は金銭なら思いついた低利の超長期の、そしてよい条件の、こういうことにならないと今この山の活性化は図られないのではないか。そうしますと、今度の金融法の中だけではフオローはできないのではないかと私は思つております。これは後ほどまたいろいろお知恵を拝借しながら特別な方法を考えたいと思っておりますが、一言、こんな私の考え方に対するどうお考えになつて、こう思ひます。

○喜多参考人 非常に御同情の深いお尋ねをちょうだいいたしました。まずもつて感謝を申し上げたいと思います。

私は非常に苦しい立場ですが、これはやはり自分たちの問題ですからまず自分たちで解決することを考えなくてはいけない、これは当然そうですね。人にはかり頼るというようなことでは話にななりません。

そこで、実はことしから森林組合体制刷新運動を全国的に展開することを過般の私どもの全国大会で決定いたしました。それこそ真剣になつてやろうじゃないか。では、具体的にどうやるんだ。これはいろいろございますが、やはり一番軸は地元の森林組合長であり、常勤役員でございます。でございますが、本当に裸になつてやつてくれるの作業班です。森林組合には大体作業班というものが全国にございます。この作業班の諸君が組合員

の山を受け持つて、共同でいろいろな草刈りから除伐、間伐、そういうものを全部引き受けたてやる、そういう制度、これを活発に展開して、まず自分たちの力でやれるだけのことはやろうじゃないか、これでございますが、先生も御指摘になつたように、これは自力更生はなかなか至難のわざです。やはり何といつても政府自体が、御当局自分が御同情くださつて、それじや山の政策をどう展開すれば、基本的な問題として何から手をつけばいいのか、これはいろいろござります。私、意見はござりますけれども、きょうは何も申し上げません。ぜひひとつそれらの点につきましては先生方からもよろしくお願ひを申し上げたい。御当局も見えていらっしゃるようでございますから、私は本当にお願ひを申し上げまして、意見になつたかどうかわかりませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○島田委員 どうもありがとうございます。

○今井委員長 次に、武田一夫君。

○武田委員 きょうは、四人の参考人の皆さんには長時間大変御苦労さまでござります。時間も余りございませんので、要点だけのお答えで結構でございますので、ひとつ御意見、御要望を聞かせていただきたいと思います。

まず最初に櫻井参考人をお尋ねいたします。

今回の金融三法の改正、言われる行財政改革の一つの標的に遭つた、中には安上がり農政を志向する一つのあらわれだという批判もあるようですが、ございまして、特に一部三・五%が5%に引き上げというようなことは非常に残念なことでもあると、いうことが先ほど意見の陳述の中にありました。これが農業の経営の面にいろいろと不都合なものが生じないかどうか、そして今後の農業、農村の振興発展のためにこの金融の改正というものが何か支障を來すものがあるのではないか、そういう心配を私もしているのでございますが、その点につきましてまず御所見をお聞かせいただきた

心となります。三・五%資金の一部が5%になると、いう点につきましては、残念、こういうふうな感じでございます。

そこで、どの程度のものが5%になるのかにつきましては、行政当局の方はほぼ一割程度、こういうふうな話もあるわけでございますが、具体的な三・五%から五%にいくものにつきまして、これから事業規模の問題あるいは農地の適正化によりますあせん基準の要件問題、あるいは一定の事業種類等の問題につきまして、十分行政当局にも緩和の問題を投げかけていただきたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

全体的には改善点もあるわけでございまして、それなりの評価をいたしております。それで、今回の改正が、融資が結果的にこれから経営の安定、拡大に障害になるというふうには考えておるわけでございます。

そこで、非常に低利な融資をいたしておるわけでございまして、これが農業加工における地場の産業に対する系統原資の融資制度の検討の問題とか、いろいろござりますので、さらに行政の方にもそれらの検討をお願いしたい、こんなふうに考えておるところでござります。

○武田委員 構造政策路線に沿つた融資というような方向が濃厚でないか。となれば、対象農家の要するに選別が行われる。特に非常に低利な融資を必要とする零細農家が対象から切り捨てられるのだというような心配がある。そういう零細な農家はほどそういう低利の融資が非常に必要じやないかというような心配がある。そういう零細な農家がどうなんだという心配もあるのですが、こういう点についてはいかがお考えでござりますか。

○櫻井参考人 規模拡大を日本農業の方向として進めていかなければならぬ、こういう点につきましては、前段、系統農協の考え方も申し上げます。

とを申し上げたわけでござりますが、中小の零細農家におきましてもそういう規模拡大の方向に沿つて発展をしてまいりたいという農家も多いわけでありますから、そういう農家についての配慮は当然必要である。ただ、例えば一反とか二反とか三反とかいう農家にまで重点的な融資ということはなかなか無理ではないか、こんな感じもいたしております。

○武田委員 それでは次に、池尻参考人にお尋ねいたします。

私も漁業の大変な状況を宮城県の水産県でござりますからよく知っているわけですが、いろいろと苦労しながら漁業家は借金づけという感じです。そのしわ寄せが漁協にも大きく障害を与えておる。これをどうするかなということで、私は日本の漁業構造の再編というか、新しい青写真を示さなければならぬじゃないか、抜本的な対応が必要だというふうに言つておるわけです。

今までは沿岸から沖合、沖合から遠洋と行つていたけれども、逆に遠洋から沖合、沿岸と、こういうふうになつて、今度は沿岸の中でのお互いに争いも起つてくるとなると、考えてみますと、非常に農業も大変、そして漁業も大変、そしてそれから最後に山も大変、もうどこにも安心するものがないということを考えますときに、この金融三法の改正によって、やはりどの点を緊急、早急に力を重点的に入れてこういう危機を突破する、そういう糸口にしなければならないか、こういう御所見をひとつ聞かしていただきたい、こういふふうに思います。

○池尻参考人 先生おっしゃるとおりであろうと思ひます。

そこで今般、この金融関係の法律の改正の問題が浮かんでおるわけでございますが、非常に困難が伴う問題であろうとも、從来漁業経営危機対策で金融が主軸を担つてきたわけでございますが、まず第一に私どもは、いかにして円滑に秩序正しく計画的に、この借金づけと申しますか、債務超過の事態から脱却していくかという、つまり後ろ

向き資金のそういうものをいかに整理していくかということを、まず基本に考えなければならないのではないかと思います。そのためこそ、借りたお金としての再編整備資金を初め、あるいは共補償資金、漁協協力資金それから漁協の再整備、こういう一連の措置を絡めて、これに力をかけていかなければならぬのではないか。同時に、漁業そのものが持つている使命というものも、これは一日もゆるがせにできない問題もござります。

○武田委員 もう一つ池尻参考人にお尋ねしますが、先ほどの意見陳述の中で、沖合、沿岸漁業の再編に当たつて、総合的な視点に立つた各種漁業の展望を明らかにして、その政策の実現を期してほしいという要望がございましたが、具体的にどういうことをその中身としてお考えでござりますか。

○池尻参考人 先生、宮城の出身でございますから、やはり漁業に説法と思ひますけれども、先ほど申し上げましたように残存業者に共補償能力が、沿岸、沖合性の漁業ですから非常に少ないということ、それから宮城の、仮に小型底びきが構造再編をやろうとしても、漁業種類、漁業資源はやはり沖合底引きと同一な範疇にあるわけです。それから千葉のたもすくいがまき網との関係をどうするかという問題を抱えておるわけでございまして、沖合、沿岸の再編こそ、非常に口では言いやすく行なうことがまことに難しい要素を一面に持つておるわけでござります。

同時に、受信力から見ますとこれまで非常に乏しい漁業者でござりますので、これこそやはり債権の保証、そういうものが確実に行われるようになります。池尻参考人 先生おっしゃるとおりであろうと思ひます。

そこで今般、この金融関係の法律の改正の問題に対する政府としての何らかの対応策をやはり考えていただきたい、これが第一番でござります。それは、この水資源に対する政府としての何らかの対応策をやはり考えていたとき、これが第一番でござります。

それから、先生がおっしゃつたいろいろ流通加工の問題、これはもちろん私は賛成でござります。

向き資金のそういうものをいかに整理していくかということを、まず基本に考えなければならないのではないかと思います。そのためこそ、借りたお金としての再編整備資金を初め、あるいは共補償資金、漁協協力資金それから漁協の再整備、こういう一連の措置を絡めて、これに力をかけていかなければならぬのではないか。同時に、漁業そのものが持つている使命というものも、これは一日もゆるがせにできない問題もござります。

○武田委員 それじゃ一人飛びまして、まず森林問題で喜多参考人に一つお尋ねいたしますが、これから国産材の時代が来ます。そういう時代を迎えて、厳しい森林、山の問題を今漁業と同じようにしっかりと手を入れていかないと、これはまた山も破滅の一方にいくのではないかと私は思っています。そういうところで、先ほど三法の問題について、公益的機能を果たすという大きな役割を怠つてはならないという考え方で立つて、このたびの近代化資金の一部改正それから公庫法の一部改正、こういう問題に連なつていくというふうに理解すべきではないか、こういうふうに受け取つております。

○喜多参考人 先生お尋ねいたしますが、非常に重要なところを立つておられるのですから、この面について何か御要望がございましたらひとつお聞かせを願いたい、こういうふうに思います。

○喜多参考人 ただいまのお尋ねでござりますが、私は、今の日本の林業は、社会一般、要するに公益的な面で非常に貢献しておると思っております。今委員長がお召し上がっていらっしゃいます。水も、これ山から来たわけでございますね。先生方も御旅行されて十二分に御体験されていることありますけれども、ヨーロッパへ行きました、水は買わなければ、買った水でなければ飲めない、もう水道の水は全部だめだというような目にしばしば私自身も遭わされて感じました。こんなことに日本がなつていいのかどうか。私は、今御意見がございましたけれども、まず第一番に考えたいのは、この水資源。これは山から来る。この水資源に対する政府としての何らかの対応策をやはり考えていたとき、これが第一番でござります。

赤羽参考人 お答えします。

○赤羽参考人 お答えします。

農林公庫資金と農協系統資金との関係は、農林公庫資金制度発足以来、公庫の目的であります「長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」というふうな建前から施設資金を中心とした中長期資金については農協系統資金、それから基盤整備等の大変に政策性が強く、長期かつ低利の資金につきましては公庫というふうな基本的な分野調整のものに運営されてきているとい

て適當な支援をして、そういう受信能力を補完をしていく、いろいろな総合的な措置を講ずる必要があるのではないかと思います。そのためにはこそ、借りたお金としての再編整備資金を初め、あるいは共補償資金、漁協協力資金それから漁協の再整備、こういう一連の措置を絡めて、これに力をかけていかなければならぬのではないか。同時に、漁業そのものが持つている使命というものも、これは一日もゆるがせにできない問題もござります。

○武田委員 それじゃ一人飛びまして、まず森林問題で喜多参考人に一つお尋ねいたしますが、これから國産材の時代が来ます。そういう時代を迎えて、厳しい森林、山の問題を今漁業と同じようにしっかりと手を入れていかないと、これはまた山も破滅の一方にいくのではないかと私は思っています。そういうところで、先ほど三法の問題について、公益的機能を果たすという大きな役割を怠つてはならないという考え方で立つて、このたびの近代化資金の一部改正それから公庫法の一部改正、こういう問題に連なつていくというふうに理解すべきではないか、こういうふうに受け取つております。

○喜多参考人 先生お尋ねいたしますが、非常に重要なところを立つておられるのですから、この面について何か御要望がございましたらひとつお聞かせを願いたい、こういうふうに思います。

○喜多参考人 ただいまのお尋ねでござりますが、私は、今の日本の林業は、社会一般、要するに公益的な面で非常に貢献しておると思っております。今委員長がお召し上がっていらっしゃいます。水も、これ山から来たわけでございますね。先生方も御旅行されて十二分に御体験されていることありますけれども、ヨーロッパへ行きました、水は買わなければ、買った水でなければ飲めない、もう水道の水は全部だめだというような目にしばしば私自身も遭わせて感じました。こんなことに日本がなつていいのかどうか。私は、今御意見がございましたけれども、まず第一番に考えたいのは、この水資源。これは山から来る。この水資源に対する政府としての何らかの対応策をやはり考えていたとき、これが第一番でござります。

赤羽参考人 お答えします。

○赤羽参考人 お答えします。

農林公庫資金と農協系統資金との関係は、農林公庫資金制度発足以来、公庫の目的であります「長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」というふうな建前から施設資金を中心とした中長期資金については農協系統資金、それから基盤整備等の大変に政策性が強く、長期かつ低利の資金につきましては公庫というふうな基

具体的に申し上げますと、漁協という組織が限られた漁場、資源というものを自主的に管理できるかどうか、そのことに尽きると思います。したがって、私ども大会決議の中核にそのことを据えまして、目下運動を展開中であります。このことが将来の漁業の再構築につながる大きな礎石になる、私はそういうふうに確信をして、運動を続けてまいりたいと思っております。

○神田委員 赤羽参考人にお聞きをいたします。

まず一つは、農業近代化資金の貸し出しが低迷をしているわけであります。農業制度金融の活性化の策を一体どういうふうにとつていつたらいいのか、系統としてどういうふうに考えていいのか、お答えをいただきたいと思います。

同時に、農業近代化資金の今回の改正案を金庫としてはどういうふうな評価をしておりますのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○赤羽参考人 お答えいたしました。

農業制度金融の活性化ということでございますが、やはり何といいましても、基本は農業経営の将来展望が描けるというふうな対策がとられることが基本じゃなかろうかと思うわけでございまして。そういうことでありますと、将来展望が開けますので農業投資がさらに活性化するというふうな状況であります。そういう状況の中で、さらには資金のあれが農家、農協内のニーズにも合ったようなものが準備され、それから条件等もそぞろに合ったものがセツトされるというふうなことが必要だと思いますし、それからそういう金融制度がつくられた後も、運用面におきまして農家が必要とするときに適宜適切に対応できるといふうな対応が必要だと思つてございまして。それから、農家が適切に資金選択ができるといふうなわかりやすいメニューというふうなことも必要ではなかろうかと思うわけでございます。

今回の見直しに当たりましても、このような観点から御要請もし、最大限の御努力をいただいて思つておるわけでござります。しかし、残

されている問題もござりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っているわけでござります。

それから制度の運用面等につきましても、中央レベルはもとより県レベル、市町村レベルにおきましても行政の御配慮をお願いしたいと思っております。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 参考人の皆さんには、農漁民、林業者に安い長期の資金を供給するために頑張つてくれさせておる御努力を高く評価しております。系統としてまいる所存でございます。

次に、近代化資金の今回の改正についてどういうふうな評価ということでございますが、改正事項は、貸付限度の二倍の引き上げ、法改正事項はそういうことでござります。それから政令事項では地域農業総合整備資金の創設、それから農機具等取得資金の範囲の拡大、それから通達事項では農村環境整備資金の範囲の拡大、あるいは肥育牛購入育成資金の償還期限の延長というふうなことでございまして、いずれも系統サイドから御要請申し上げた事項であります。限度額の引き上げ幅等、要望が十分満たされない面もやはあるわけでございまして。

以上でございます。

○神田委員 最後に喜多参考人にお聞きをしたいのであります。市場開放でアメリカからの木材が問題になつております。私どもいろいろ陳情をいただいておりますが、そういうことについて特にこの際御意見がございましたらお聞かせをいただきたいのですが。

○喜多参考人 アメリカからの関税引き下げ、市場開放の要求でございますが、私どもは組織を挙げ絶対反対。何ということだと本当にもう我々は怒りに燃えております。私の組織も実は、つい数日前ですが、全国の代表者会議を開きました。そこではつきりとした決議をいたしまして、国会が立った先生方にもずっとお願いに参つておるはすでございます。先生、ひとつよろしくお願いします。

○櫻井参考人 系統農協いたしましては、去年の十二月五日にこの金融制度改革に関連をいたしまして政府に対して要請をいたしてきておりま

す。具体的には、特に公庫の貸付金利の引き上げ

等の問題が出ておりましたので、これにつきま

しては引き上げをしないように、こういうことで要請をしてきたわけであります。全体的に財政事

情が極めてきついという面も、私ども了承とい

しくお願ひします。

○神田委員 どうもありがとうございました。終

わります。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 参考人の皆さんには、農漁民、林業者に安い長期の資金を供給するために頑張つてくれさせておる御努力を高く評価しております。系統としてまいる所存でございます。

○喜多参考人 アメリカからの関税引き下げ、

市場開放の要求でございますが、私どもは組織を挙げ絶対反対。何ということだと本当にもう我々は怒りに燃えております。私の組織も実は、つい数日前ですが、全国の代表者会議を開きました。そこではつきりとした決議をいたしまして、国会が立った先生方にもずっとお願いに参つておるはすでございます。先生、ひとつよろしくお願いします。

○櫻井参考人 系統農協いたしましては、去年の十二月五日にこの金融制度改革に関連をいたしまして政府に対して要請をいたしてきておりま

す。具体的には、特に公庫の貸付金利の引き上げ

等の問題が出ておりましたので、これにつきま

しては引き上げをしないように、こういうことで要請をしてきたわけであります。全体的に財政事

情が極めてきついという面も、私ども了承とい

ますか、それはわかつておるわけでございますが、そういう中で三・五%資金のかなりの部分を維持してきたという点につきましては、農水省も大蔵省相手に頑張つてきました。こんな感じもいたしまして行政の御配慮をお願いしたいと思っております。特に農地の取得資金の場合に農地移動適正化あつせん基準に適合する者とか、あるいは土地改良資金の場合には一定の種類の事業をやる者に三・五%は限定するとか、あるいは農業構造の改善の資金につきましては事業規模云々、ある一定以上の者、こういうふうなことでございまして、資力がない者について五%資金、こういうふうな要件ではないのではないか、こんなふうにも考えておりますので、この要件につきましては、私もとしましてもさらくに行政当局と折衝してまいりまして詰めまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○喜多参考人 ただいま全中の櫻井参考人からお話をしたところでございます。今回の農業制度金融の改善に際しましては、十一月五日に三連会長会議を開きまして要請事項をまとめております。その中に、厳しい条件の中で農業振興に取り組んでいる農業者に対し公庫資金の貸出金利の引き上げは行わないでくださいといふことを要請したわけでござります。しかし、今櫻井参考人から申し上げたようないろいろな事情で今回のこういうことになつたといふことがござりますが、その部分で農林漁業者の負担増というふうなことになつてゐるわけでございまして、残念というふうに思うわけでござります。

○津川委員 櫻井さんのお話にもありましたよう

に、条件整備のために頑張ると言つていましたの

で、私もそれに力を得て、政府に質問で今度は三・

五%を全部するようになつた頑張つてみますから、ひとつよろしくお願ひします。

そこで、もう一回赤羽さんにお伺いしますが、

先ほど説明の中に、農業、農村向けの貸し出しは

十七兆四千億円、それから公庫資金が三兆六千億

円、漁業関係が三兆円、これだけ貸し出している。林業にどれくらいあるか。そこで、農、漁、林に貸し出してくれるお金をもう一回きちんとまとめてお知らせ願えればありがたいと思います。

○赤羽参考人 お答えします。

日銀の経済統計月報というものがございまして、主要金融機関の農業、農村貸出金あるいは漁業貸出金等が統計に載ってございます。五十八年度末でござりまするので昨年の三月末でございますが、各機関合わせた貸出総額が十七兆三千六百五十一億ということになつてございます。それから水産関係でございますが、漁業貸し出しということで二兆九千九百二十二億というふうなことでござります。それから林業関係でございますが、これは一兆一千二百十一億というふうなことになつてござります。

以上でございます。

○津川委員 ありがとうございました。二十兆円を超している。これだけのお金を農家や林業、漁業に出している。

この農家が貯金している貯金額はどのくらいになつてしまふかしら。

○赤羽参考人 お答えします。

十二月末で三十七兆ほどございます。

○津川委員 そこで、政府は、農村が苦しいとか金融が苦しい云々言つけれども貯金の方がうんと多い、こういうふうに言つて、何か農民の苦しいのに水をかけているような論調も聞こえてくるわけです、農民がもうかつていてると。そこで、櫻井さんにお尋ねしますが、この三十七兆の貯金の中に、都市近郊の農家が宅地開発で売り渡した土地代金を農協に預金している預金がどのくらいありますか。実際に営農して、農業をやってみてそこから出た貯金がどのくらいあるか、この点を明らかにしないと、何か預金、借金の点では不公平な間違った世論を既に起つていいのかもしれません。國民がそんな印象を持つておられる。それを明らかにしていただきたいのです。

○櫻井参考人 農協貯金につきましては今赤羽参

考人から申し上げましたとおりの数字でございま

すが、具体的な貯金の源泉になりますもののはば一五%から二〇%が農業所得でございまして、その他の農外所得による貯金形成、今先生がお尋ねの土地の売却代等もその農外の方に入つておるわけでございます。したがいまして、農業面で農家の非常に所得が潤つている、こういう状態ではございません。また、農家の所得自体を考えましても、一般的にはサラリーマン、労働者世帯と比べまして農家世帯の所得といふか収入が多いのじやないか、こういうふうな指摘も外部の方からされておるわけでございますが、ただ、比較をいたしまして、一人当たりの所得ということと労働者世帯と比較をしますと農家の方が低い、そういうふうになつておると思いまして、私は思いました。

○津川委員 ありがとうございました。私たちもこの点は質疑でもう少し明らかにしていきますが、この点をやはり国民に向かってPRしていくだければ、私は、農業、農家に対する正しい認識が得られるのではないかと思っております。続いて、池尻さんにお尋ねします。

私の方の鰐ヶ沢の漁業協同組合、イカ釣りが四十戸くらいあるのです。借金が二億八千万円。そこでスイカをやつてメロンをやつて、果物をやつて稻をやつていると、頑張れば収入が上がるのです。漁業はそうはいかないのです。何ば頑張つても魚がそれなればどうにもならないのです。現にこの駒ヶ沢、一昨年の十二月九十八トン、去年の十二月四十六トンに減つて、一年前の一月には九十八トン、それが一十八トンに減つて、二月は三十三トンが三百キロに落ちちやつた。これは漁民がどうしようもないのだ。どんなに逆立ちしても魚を引つ張つてくるわけにいかない。したがつて借金を出してやる。そうすると、守るとすれば、漁獲高が上がらないとどうにもならないのです。ここはひとつ池尻さんに聞いてください。

○櫻井参考人

私もわからないのです。

そこでもう一つの問題は、安定期に魚をとつていいとすれば、この自然を相手の漁法と、もう一つ取り組まなければならぬのは煙なんです。海の烟、栽培漁業、これが半分以上もしくは六割、七割とふえていくと漁業も安定するので、この二点について、池尻さん、非常に心配されているので、方針を伺わせていただければありがたいと思います。

○池尻参考人 非常に難しい質問で、私も答えられないのが正直なところであろうと思ひます。一言申し上げますと、諸先生方どうお考えにならかと思いますが、日本の漁業は世界一と申しますけれども、基本的には狩猟の技術、つまりと比較をしますと農家の方が低い、そういうふうになつておると私は思いました。

○津川委員 ありがとうございました。私たちもこの点をやはり国民に向かってPRしていくだければ、私は、農業、農家に対する正しい認識が得られるのではないかと思っております。これが何人で幾らの所得、こういうことでございまして、一人当たりの所得と労働者世帯と比較をしますと農家の方が低い、そういうふうになつておると私は思いました。

○池尻参考人 私の方の鰐ヶ沢の漁業協同組合、イカ釣りが四十戸くらいあるのです。借金が二億八千万円。そこでスイカをやつてメロンをやつて、果物をやつて稻をやつていると、頑張れば収入が上がるのです。漁業はそうはいかないのです。何ば頑張つても魚がそれなればどうにもならないのです。現にこの駒ヶ沢、一昨年の十二月九十八トン、去年の十二月四十六トンに減つて、一年前の一月には九十八トン、それが一十八トンに減つて、二月は三十三トンが三百キロに落ちちやつた。これは漁民がどうしようもないのだ。どんなに逆立ちしても魚を引つ張つてくるわけにいかない。したがつて借金を出してやる。そうすると、守るとすれば、漁獲高が上がらないとどうにもならないのです。ここはひとつ池尻さんに聞いてください。

○櫻井参考人

なんです。漁港から買つていくわけ。そして釧路沖まで出していく。そして帰つてきて、とつた魚を漁港に出すと、油代を差し引かれてしまつてこつちへ入らない。どうもそこの点で、もう少し漁港との点でつくりいくと漁業協同組合を守れどかならないのかなというのが、また一つのあ

りであります。したがいまして、農業面で農家の非常に所得が潤つている、こういう状態ではございません。また、農家の所得自体を考えましても、一般的にはサラリーマン、労働者世帯と比べまして農家世帯の所得といふか収入が多いのじやないか、こういうふうな指摘も外部の方からされますが、この自然を相手の漁法と、もう一つ取り組まなければならぬのは煙なんです。海の烟、栽培漁業、これが半分以上もしくは六割、七割とふえていくと漁業も安定するので、この二点について、池尻さん、非常に心配されているので、方針を伺わせていただければありがたいと思いま

す。○津川委員 最後に喜多さんにお伺いしますが、先ほどアメリカの外材に対する大きな決意を伺わせてもらつて、私もつい委員会の中で拍手したわけですが、御苦労さまですが頑張つてください。

○池尻参考人 私は、杉を育てるのに四十年から六十年かかる。森林に対する融資の期限が二十年、これでいいかという問題なんです。森林金融で、今の据置期間でいいかという問題、根本的に検討していただきたいなあればならないんじやないかと思います。一回私は国会の質問の中で、六年かかるにばなどといううちの方のヒバなどというものは百年から百二十年かかる。しかし、植えなければならぬ。そこで五十年、六十年で、中間で政府が茂つておるもの担保にして、売つたもののお金の一部を上げられないか、そうすれば、もう少し育つのに思つてゐるわけなんですが、この森林に対する融資の期間の問題を、ひとつ喜多さんから教えていただければと思います。お願

いします。

○津川委員 漁民がもう一つ私に、専門家だから

池尻さんから聞いてくれと言われたのは、燃油な

○喜多参考人　ただいまの先生の御達見には私も全く同感でございます。ございますが、金融関係というものは、これはもう先生は専門家でお詳しいと思いますからあえて申し上げませんけれども、いろいろほかとのバランスがございます。これは私は林業だけを言うなら、あくまでも最後までそれを主張したいのですが、やはり他産業とのバランスも考え、いろいろな点から判断された結論でございまして、私はそういう意味で賛成だ、こう申し上げたわけでございますが、ひとつ今後ともよろしくお願ひいたしたいと思います。

○津川委員　以上で終わります。

○今井委員長　以上で本日の参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げたいと思ひます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

次回は、明日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

昭和六十年四月十六日印刷

昭和六十年四月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局